

インターネットメディアについての考察

- 法学的視点とメディア論的視点の学際的研究 -

佐藤 匡*

Consideration about Internet Media

- Interdisciplinary Study of Law and Media Theory -

SATOU Masashi*

キーワード：インターネット、表現の自由、通信の秘密、メディア

Key Words: Internet, Freedom of an expression, Secret of communication, Media

はじめに

インターネットが普及して、我々の社会生活の様相は変化し続けている。

本稿では、そもそもインターネットとは、どのような媒体であり、どのような法的性格を有しているのかということをはっきりと明らかにするため、インターネットは表現方法の1つであること、表現方法であるがゆえに自己統治の価値を有し民主主義に対し影響力をもつということ、インターネットを利用するための能力であるメディア・リテラシーの習得が必要であるということの3点に注目して議論を進めていく。ゆえに、本稿では、まず、インターネットが表現方法としてどのような法的性格を有するのかを明らかにすることとなる。そのうえで、インターネットがその表現媒体としての性質から自己統治、つまり民主主義に対してどのような影響を与えるかを検証することとなる。さらに、民主主義に与えるその影響力の大きさから、メディア・リテラシーを習得することの大切さを再認識することとなる。

2015年現在、インターネットは様々な場面で利用され、また、その利用方法も多岐にわたっている。その1つ1つを詳細に検討することは、議論を煩雑かつ複雑にすることにつながるため、本稿ではしない。そこで、本稿では、インターネットというものの「そもそも論」に立ち返って議論を進めていく。現在ほど複雑で多様ではなかった頃のインターネットというものを考察することで、そもそもインターネットというものが、これまでの媒体と比較してどのような点においてメリットがあり、その反面デメリットがあるのかということ考察する。また、インターネットと犯罪とのつながりも忘れてはならない。インターネットの法的性格を考察するうえで、インターネットと犯罪との関係は避けては通ることができない。2015年現在、インターネットを利用した犯罪類型は非常に多岐にわたっている。新しい犯罪の発生とその対応策とが「いたちごっこ」の様相を呈している。しかし、インターネットを利用した犯罪の多くの源流は、2003年から2004年の間に形作られているといってもよい。そこで、本稿では、主としてこの間に発生した事件を例示として挙げることに努めた。現在起こっている事件の原点というべき事件を確認しつつ、このような犯罪はどのようにして発生したのかというインターネット関連犯罪というものの「そもそも論」に立ち返って議論を進めていく。

*鳥取大学地域学部地域政策学科

第一章 ネット社会

1 ネット社会の意義

現在、我々はネット社会の中で生活している。我々は好むと好まざるとに関わらず、適応できるか適応できないかに関わらずその事実を受け入れている。

そもそもネット社会とはどのような社会なのであろうか。ネット社会とは、インターネット (Internet)¹ を利用することによって広がる世界のことを意味する。そこには便利なサービスが存在し、世界中²の人々とのコミュニケーションが可能となる。

インターネットは我々の社会に驚くほどの速度で浸透し³、我々の生活を便利で快適なものへと変化を加え続けている。我々は欲しいときに欲しい情報を探し手に入れることができる。また、我々は欲しい物を遠くの街まで探しに出かけたり店内を探し回ったりすることなく目的の品物を手に入れることができる (インターネットショッピング⁴) し、わざわざ銀行やATM (現金自動預け払い機) に行かなくとも振り込み等の預金の操作ができる (インターネットバンキング⁵)。このように、インターネットは我々の生活を便利かつ快適にしており、このインターネットの利用を基礎とするネット社会もまた当然に我々にとって便利かつ快適な社会であるといえるのである。

しかし、この便利かつ快適なネット社会には必ずしもメリットばかりが存在するわけではない。メリットに対してデメリットも存在する。それは善悪の狭間が存在しないという現実である。この現実はある意味においてインターネットが犯罪ですらも便利で快適に実行することを可能にしたといえるのかもしれない。例えば、インターネット上では犯罪の手口等が流通している⁶。また、本来、子どもの目には触れないような猥褻な情報や残虐残忍な情報の入手が可能となる。さらに、インターネット上の書き込みがトラブルの原因となる場合⁷もある。以上のように、インターネットは様々な犯罪の温床となり得るのである。また、インターネットは現実社会における老若男女の区別を隠すことができる。この結果、インターネット関連の犯罪においては、老若男女の特徴が薄れつつあり、犯罪者が男性なのか女性なのか、大人なのか子どものかは容易に判断できなくなっている。

2004年には、インターネット犯罪において、特徴的な事件が数多く発生している。その1つが、インターネット上で企業等が収集した個人情報流出するといった「個人情報流出事件⁸」である。個人情報流出事件における個人情報の中には、多くの場合、氏名、年齢、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス等が含まれており、クレジットカード等の信用情報は含まれない。しかし、信用情報が含まれていないからといって一安心というわけにもいかない。なぜなら、信用情報以外の個人情報が次なる犯罪の温床となる可能性があるからである。その次なる犯罪の1つが、「振り込み詐欺事件⁹」である。信用情報以外の情報から1人暮らしの老人等の標的となる人物を割り出し、電話をかけ、金銭を特定の口座に振り込ませるのである。また、「架空請求事件¹⁰」も情報流出に端を発している。流出した個人情報から架空の請求書を作成し、それを電子メールやダイレクトメールや封書等で送りつける。このような請求書にはその請求書がさも真正であるかのように、法律事務所や裁判所の名称が記載されている。このことから、それを信じて特定の口座に振り込んでしまう。そして、一度支払ってしまうとあとはその人を標的とした架空請求書が多数送られてくるようになり、結果として、架空請求書に対して支払い続けなくてはならなくなる。このような、「振り込み詐欺事件」や「架空請求事件」は、ともにインターネット上で売買されている不正口座¹¹(12)が用いられていることも特筆すべきことである。

このようにインターネットという媒体を基礎とする社会には、輝かしい正の部分と、今までには考えられなかった負の部分が存在しているのである。

2 ネット社会とサイバースペース

インターネットという言葉と似た意味であるとされる言葉に「サイバースペース (Cyberspace)¹²⁾」という言葉がある。この言葉に対応する言葉は「リアルスペース (Realspace)」である。インターネット先進国であるアメリカ合衆国においては、インターネットに関わる問題を扱う法律学は、インターネット法というよりもサイバースペース法という方がむしろ一般的であるといえる。この2つの言葉は、ほぼ同義である¹³⁾と考えられている。だが、実際のところ、サイバースペースという言葉の定義にはあらゆるものが存在しており、これといった定説はない¹⁴⁾。

本稿ではインターネットとサイバースペースを以下のように明確に分けて用いることとしたい。まず、私たちの社会を現実社会 (=リアルスペース) と仮想社会 (=サイバースペース) とに分ける。このリアルスペース上におけるインターネットを媒体 (メディア) として用いる社会を「ネット社会」と呼び、インターネット内部、つまりインターネット上のコミュニケーション空間を「サイバースペース」と呼ぶこととする。そして、私たちの住む現実社会であるリアルスペースとインターネット上に存在する仮想世界であるサイバースペースを結ぶ媒体がインターネットメディア¹⁵⁾なのである。次のようにイメージするとわかりやすいと思う。リアルスペースとサイバースペースという2つの世界がある。それら2つの世界は、インターネットという名の回廊で結ばれている。そして、これら2つの世界はこのインターネットという回廊を通してしか行き来ができない。ということは、インターネット回廊が多ければ多いほど、またはその間口が広ければ広いほど、これら2つの世界間における交流は激しくなる。つまりインターネット利用者が多ければ多いほど、サイバースペースという名の世界が、リアルスペースという名の世界に与える影響が大きくなるのである。そして、その結果、このネット社会化は進むということになる。

冒頭で、「好むと好まざるとに関わらず、適応できるか適応できないかに関わらず」と述べた。この文言は「ネット社会」の住人にしか該当しない。つまり、このことはサイバースペースの住人たちには該当しないのである。というのも、サイバースペースの住人たちは原則として、そのことを「好む者」であり、そして「適応できる者」であるからである。そして、そのサイバースペース内で行われていることが何らかの形でリアルスペースに波及して、ネット社会を構築することは既に述べた通りである。

このことは、ネット社会化というものが、サイバースペースにおける「好み適応せる者」たちが、リアルスペースにおける「好まず適応せざる」者に対して影響を与えていることであるとも考えられる。そして、現実インターネット関連事件の多くは、サイバースペース内の出来事がリアルスペースへの実現化を通して起こっている。つまり、架空社会での出来事が何らかの形で現実社会において、実体化、現実化したのである。

3 ネット社会への誘い

我々は既にネット社会の住人となっている。我々の社会におけるネット社会化は疑いなく、着実に急速に進んできた。それは、ある意味では能動的に進んできたといえるし、またある意味では受動的に進まされてきたともいえる。そして、能動的であるかにみえて、実は受動的にネット社会の渦に巻き込まれているともいえる場合も存在する。ここでは、受動的な側面、換言すれば公的な側面と、能動的な側面、換言すれば私的な側面とを確認する。

(1) 受動的なネット社会化

① 政府の対応の流れ

受動的ネット社会化の最たるものは、国家規模でネット社会化に向かうために「好まず適応せざ

る」者が、国家によってネット社会へ引き込まれていくことである。

政府がインターネット事業に着手したのは1995年からである。1995年2月21日、政府は、高度情報通信社会推進本部決定¹⁶として「高度情報通信社会に向けた基本方針」を発表した。この中で、①誰でもが情報通信高度化の便益を安心して享受できること、②社会的弱者に配慮すること、③活力ある地域社会の形成に寄与すること、④情報の自由な流通を確保すること、⑤情報通信インフラを総体的に整備すること、⑥諸制度の柔軟な見直しを図ること、⑦グローバルな高度情報通信社会の実現を図ることの7点が基本方針¹⁷とされた。

また、政府は1999年12月19日には、「ミレニアムプロジェクト¹⁸」(新千年紀事業)を正式決定した。ここでは、夢と活力に満ちた次世紀を迎えるために、我が国の経済社会にとって重要性や緊要性の高い①情報化、②高齢化、③環境対応の3つの分野について、技術革新を中心とした産学官共同プロジェクトを構築し、明るい未来を切り拓く核を作り上げるものとされた。そして、この3つの分野のうち、情報化の1つの柱として、「電子政府¹⁹」の実現が掲げられた²⁰。

その後、高度情報通信社会本部は、2000年7月7日の閣議決定に基づいて発展的に改組され、「情報通信技術戦略本部(通称、IT²¹戦略本部)²²」となった。IT戦略本部のもとには「IT戦略会議」が設置され、同会議は2000年11月27日、「IT基本戦略²³」を決定した。この基本戦略では、「数多くの規制や煩雑な手続きを必要とする規則が、通信事業者間の公正、活発な競争を妨げている」と指摘。競争原理に基づいて経済構造改革と競争力強化を図り、世界最先端の情報技術や人材を集めるITの世界的な拠点を目指す、としている。具体的には、①超高速ネットワークインフラ整備と競争政策、②電子商取引のルール作りと新たな環境整備、③電子政府の実現、④人材育成の強化の4つを重点分野として明記し、2005年までに世界最高水準のインターネットを整備し、国民が必要に応じて使用できるようにすることや、電子商取引の規模を2003年には5年前の10倍以上に拡大することなどを目標に掲げた。

さらに2000年11月29日、国会は、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法²⁴(通称、IT基本法)」を制定した。本法は、「情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進すること」(同法第1条)を目的している。また、本法が目指す高度情報通信ネットワーク社会とは、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」(同法第2条)と定義している。そして、①すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現(同法第3条)、②経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化(同法第4条)、③ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現(同法第5条)、④活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上(同法第6条)、⑤国及び地方公共団体と民間との役割分担(同法第7条)、⑥利用の機会等の格差の是正(同法第8条)、⑦社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応(同法第9条)を基本方針とした(同法第10条)。また、施策の策定に係る基本方針として、①世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成(同法第17条)、②教育及び学習の振興並びに人材の育成(同法第18条)、③電子商取引等の促進(同法第19条)、④行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用(同法第20条、第

21 条), ⑤高度情報通信ネットワークの安全性の確保等 (同法第 22 条), ⑥研究開発の推進 (同法第 23 条) の 6 点が掲げられた。さらに, 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため, 内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (通称 IT 戦略本部)」を置くこととした (同法 25 条)。

2001 年 1 月 22 日, 政府は I T 基本法に基づいて I T 戦略本部を設置²⁵し, 「e-Japan 戦略」を打ち出した²⁶。同戦略によれば, すべての国民が情報通信技術 (I T) を積極的に活用し, かつその恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向けて, 既存の制度, 慣行, 権益にしばられず, 早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならないとし, 超高速インターネット網の整備とインターネット常時接続の早期実現, 電子商取引ルールの整備, 電子政府の実現, 新時代に向けた人材育成等を通じて, 市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し, 我が国が 5 年以内に世界最先端の I T 国家となることを目指すとしている。そして, コンピュータや通信技術の急速な発展とともに世界規模で進行する I T 革命は, 18 世紀に英国で始まった産業革命に匹敵する歴史的な大転換を社会にもたらそうとしており, インターネットを中心とする I T の進歩は, 情報流通の費用と時間を劇的に低下させ, 密度の高い情報のやり取りを容易にすることにより, 人と人との関係, 人と組織との関係, 人と社会との関係を一変させ, その結果として, 世界は知識の相互連鎖的な進化により高度な付加価値が生み出される知識創発型社会に急速に移行していくとしている。この戦略は, ①すべての国民が情報リテラシー²⁷を備え, 地理的・身体的・経済的制約等にとらわれず, 自由かつ安全に豊富な知識と情報を交流し得ること, ②自由で規律ある競争原理に基づき, 常に多様で効率的な経済構造に向けた改革が推進されること, ③世界中から知識と才能が集まり, 世界で最も先端的な情報, 技術, 創造力が集積・発信されることにより, 知識創発型社会の地球規模での進歩と発展に向けて積極的な国際貢献を行なうことの 3 点を目指すべき社会をつくりだすとしているのである。

さらに, 2001 年 6 月 26 日には, 「e-Japan2002 プログラム²⁸」が新たに発表され, また 2002 年 6 月 18 日には, 「e-Japan 重点計画 2002²⁹」が発表されている。

このように政府は一貫して I T 革命と銘打った I T 化, つまり, ネット社会に国民を導こうとしているのであり, そのための様々な整備を推し進めているのである。

② 受動的なネット社会化

政府によるネット社会化は現在もなお推し進められている。我々の生活で最も身近なところでは, 2002 年 8 月 5 日から「改正住民基本台帳法³⁰」に基づく「住民基本台帳ネットワーク (以下, 住基ネットと略す)」が稼働していることが挙げられるだろう。

住基ネットとは, 1999 年の住民基本台帳法の改正によって導入されることとなった市区町村が独自に管理している住民基本台帳を全国共通のコンピュータ上のネットワークで結ぶシステムのことをいう。2002 年 8 月 5 日, 各市区町村の住民に住民票コード通知が開始され, 住基ネットが稼働を開始した³¹。翌 2003 年 8 月 25 日に, 住民基本台帳カード (以下, 住基カードと略す) の発行を開始したことにより本格的に稼働している。また, その翌 2004 年 1 月 29 日, この住基カードに電子証明を付帯することにより, 公的個人認証が可能となった。住基ネットでは, 住民票記載事項のうち本人確認情報 (氏名, 生年月日, 性別, 住所, 住民票コード, およびそれらの情報の変更履歴) を一元的に管理している。住基ネットとは, すべての住民票に 11 桁のコード番号を割り振り, 個人の氏名, 生年月日, 性別, 住所, 住民票コードとこれらの変更情報 (異動事由, 異動年月日) のいわゆる六情報を国家が一元管理して, 国や自治体がアクセスできるようにした。転入手続きな

ど、複数の自治体にまたがる行政事務の効率化を図るとともに、国民は、恩給や年金の申請時などに住民票を添付する必要がなくなる。また、不動産登記³²や自動車登録事務等にも、この住基ネットを活用する方針であった。

しかし、この住基ネットに対しては、個人情報保護の観点から稼働には反対意見が続出し、既に全国民参加を前提とした住基ネットの根幹部分が揺らいでいる。このように全国民一斉参加のはずであった住基ネットは個人情報漏洩の不安から全国民参加型とはならなかった。つまり、「好まざる」者が自らの選択に基づいて国家が推し進めるネット社会化に対して、ある意味の拒否をしたともいえるのである。そして、実際には、転居等以外では、特に住基ネットへの不参加が障害になることもなかった³³。

しかし、事態は一変した。不動産登記法³⁴の改正案が、2004年6月11日に可決成立し、同年6月18日に公布されたからである。この改正不動産登記法の大きな特徴は、オンラインの登記申請が可能になるということである。つまり、それまで不動産登記法において規定されていたような法務局等の登記所へ登記申請書を持ち込まずとも、オンラインで登記申請ができることになる。このことは政府の目指す「電子政府」の構想にも適合している。それでは、問題はどこにあるのだろうか。それは、登記義務者の本人確認である。不動産登記は、売買等の所有権移転をはじめとする多くの場合、登記権利者と登記義務者の共同申請によって申請するのであるが、この登記義務者の本人確認を適確に行うシステムを構築することができるかは重大な問題となる。本人確認が不十分で不正な登記が入れば、民法等における公示の原則から登記が対抗要件となることにより、財産関係に重大な影響を与える。このことは登記に対する国民の信頼を損なうばかりか、国民の財産権に対する重大な侵害を引き起こしかねない。そこで、オンライン登記申請に用いられる電子認証に係る問題が生じる。登記義務者が法人である場合には商業登記に基礎を置くそれを考えることができる。このことに対し、登記義務者が自然人である場合は、住民基本台帳に基礎を置く公的個人認証を用いることが考えられる。そうすると住基ネットに接続できないというままでは、取引上支障が出てくることになる。つまり、個人情報の防衛と財産上の取引を両天秤にかけることになる。

以上のように、改正住民基本台帳法、改正不動産登記法といった我々の生活に密着した法律からもわかるように、国家はネット社会化を推し進め、この事実を、それを「好まざる」者たちにとって、もはや外堀を埋められたといっても過言ではない。そして内堀を埋められる日もまさに目の前まで迫っているのである。実際、2015年10月に稼働予定のマイナンバー制度は、この内堀を埋める行為といっても過言ではない。このことは、私たちの社会が便利で快適なものへと変化していくが、その対価として、国家に世帯情報や個人情報を一元管理されること、つまり、監視、管理社会の到来を意味するのである。今後、どこまでの管理を認め、どこまでの利便性を追求すべきかの判断をするためには、我々国民がそれだけの意識を持ち、それだけの能力（リテラシー）を身に着けることが必要不可欠となるであろう。

（3）能動的なネット社会化

受動的なネット社会化は、政府の対応によって「好まざる」者であってもネット社会化に巻き込まれていくことであると説明をした。それでは能動的なネット社会化とはどのようなものであろうか。

能動的にネット社会へ参加する場合は、サイバースペースへの参加とほぼ同じ意味になる。能動的という部分で、すでに「好む者」であり、あとは「好きこそもの上手なれ」の言葉のように「適応せる者」へとなるからである。しかし、能動であるように見えて実は受動的に、換言すれば誘い

込まれるように自らをネット社会へ順応させていく場合もある。

例えば、同じ商品を買うにあたり、安い店と高い店、あるいは特典のある店とない店、どちらで買う方が得だろうか。答えは、当然、安い店か特典の多い店の方である。このことはそのまま次のような比較に当てはまる。それは、実際に店に行くのとインターネットで買うのとどちらが得かということである。もし、両者の価格やサービスが同じであるなら、必ずしもインターネットを選択するとはいえないだろう。むしろ、個人情報の問題やインターネット自体に対する抵抗や不安等から、従来型のショッピングを好むのかもしれない。反対に、ショッピングに出かけても目当ての物が見つからないのかもしれないし、見つかったとしても持ち帰るのに重かったり、または大きかったりして配達してもらうことになるのかもしれない。そう考えると、検索し、注文をして、確実に目当ての物を自分のもとに配達されるインターネットによるショッピングの方が、メリットがあるかもしれない。だが、これだけではインターネットに馴染みのない人にインターネットでショッピングをさせることはできない。自らの労力面だけでは、消極的要因に過ぎないのである。そこで、インターネット上でのショッピングに特典を付けたり、値引きをすることによって、インターネットを利用させる。そうすることによってインターネットでのショッピングに利便性とお買い得感があるという積極的要因を与える。そして、このことから、人々をインターネットショッピングに向かわせることができる³⁵。また、この他にもインターネットを利用しないと手に入らない特典商品や、インターネット上でしか販売されていない商品等、インターネットで買い物をするメリットは大きい。

それではなぜ各社はインターネットでのショッピングにサービスをするのであろうか。ここまでは買い手側からのメリットを見てきた。それでは、売り手側にはメリットがあるのだろうか。その答えは顧客情報の取得にある。実際のリアルスペースでのショッピングは一期一会、つまり一度きりの売買だけでその客とその店の関係は終わってしまう場合があり得る。この場合、客がどこの誰であるか、何を買ったか、何に興味があるのか等は一切分からない。ところが、インターネットを利用したショッピングの場合、製品を直接的にその客の元に届けるのでその客がどこの誰だかは分かる。また、支払いの際、多くの場合はクレジットカードを利用しているので、そのことから分かる。そして、その客が何を買ったのかもデータとして残る。さらに、その客が何度かその店を利用するとその客が何に興味を持っているかも情報として蓄積される。あとはその情報を基に、その客に対してその客が興味を持っていそうな商品のパンフレットなり情報を送りつける。そして、このことはさらなる売り上げに繋がる。このような個人情報の獲得こそが売り手側の大きなメリットとなる。つまり、売買を一期一会で終わらせないのである。

以上のように、徹底した顧客の情報管理により、売り手側にはさらなる商売の可能性を、買い手側には新たな商品の情報を提供することになる。つまり、インターネットの利用は買い手側、売り手側双方にメリットがあるといえる。しかし、インターネットの利用にはメリットだけではなくデメリットが影のように付きまとう。こうして、蓄積された顧客の個人情報もその情報の正確さ故に、一度流出してしまうと様々な事件に発展するのである。

このように、買い手がインターネットを利用するメリットは大きい。しかし、実はその裏には売り手側の思惑がある。そう考えると、自ら進んでインターネットを利用する場合でも、動機が買い得感やサービスのためであるならば、果たして本当に能動的であったといえるだろうか。むしろ受動的であったといえるのかもしれない。いずれにしても、ネット社会化は着実に進んでいる。我々はその社会への順応を公的にも私的にも迫られていくことになる。

4 ネット社会におけるインターネットの本質

インターネットは1つの社会を構築する。それがネット社会であり、また、その先に存在するサイバースペースでもある。このインターネットの主たる面、つまり、その本質は、表現媒体の1つであるという面にあるといえるであろう。例えば、インターネット上で、ショッピングをするにしても、保険契約を結ぶにしても、インターネットは第1に情報を提供し、その情報には多くの表現が含まれているのである。

また、インターネットの存在意義は、そのコミュニケーションツールたる性格にあり、インターネットは我々に新しい表現とコミュニケーションの方法を与えているのである。

メディア (Media) という言葉がある。最近は多くの場合マス・メディアの省略形で用いられる場合が多い。しかし、本来の意味は、表現媒体ということである。本稿では、通常用いられているマス・メディアの省略形としてのメディアの意味とは異なり、本来的な表現媒体という意味でこの言葉を用いることとする。そしてことから、マス・メディアとしてのメディアとの峻別のために「表現メディア³⁶」という言葉を用いることにする。

第二章 表現メディア

本稿では、インターネット以前の表現メディアとインターネットという新しい表現メディアとの比較を通して、その法的性質を考察する。

1 既存の表現メディア

インターネットは、先述したように表現メディアの1つである。それでは、インターネットという表現メディアは果たして、従来からある表現メディアの単なる発展型に過ぎないのか、それとも、今までにはなかったまったく新しい表現メディアであるのか。

もし、インターネットが既存のメディアの単なる亜種、もしくは発展型であるならば、インターネット上の法的問題を考えるにあたり、既存のメディアにおいて起こりうる問題と同様に、その解決策を当てはめれば事足りることになる。

しかし、今までにはまったく新しい表現メディアであるとするとは話は変わってくるだろう。なぜならば、このような新しい表現メディアに既存の法体系が一体どれだけ通用するのかという問題が生じるからである。

そこで、ここではまず既存の表現メディアについて順次検証していき、その検証の結果とインターネットメディアの性格との比較を通じて、インターネットをメディアとしてどのように捉えるべきか判断していきたい。

(1) 身体メディア

ヒトはヒトたる特徴を有する。それは、二足直立歩行であったり、道具が使用できることであったりするのだが、特に象徴的な特徴は「言葉の使用」であろう。言葉によってヒトはいろいろなものを表現し、そしてコミュニケーションを図ってきた。それでは、言葉を持たない頃のヒトは表現とは無縁の生き物であったのだろうか。

ヒトはまず身体を操作することによって情報を発信し、記録し、保存した³⁷。ヒトは文字を発明する2万5000年以上も前に、像やシンボルを作っていたとされている³⁸。このような像やシンボルは、様々な儀式的活動に使われていたと考えられている。ヒトは先史時代にはこのような像やシンボルと言った図形、氷河期にはそれに加えて記録手段としての表示記号、紀元前2万5000年から紀元前1万5000年には動物画等の絵画と表現方法を編み出していったのである。

このように、ヒトはヒトたる以前に表現方法を発明し、有し、活用していた。つまり、ヒトは言葉や文字を発明する前から、表現をしていたことになる。この事実は反対に言えば、ヒトは言葉や文字を使わずに表現する方法を所有しているということになる。そして、これは現代でも該当する。もし、ヒトが言葉や文字を使わずに表現をしたとして、それは表現とはいえないといえるかという点、それははいえないという答えとなるのである。

この事実は、言葉や文字を使用しない象徴的表現が認められるかという問題に繋がる。象徴的表現 (Symbolic Expression) とは、言論、出版その他の言語媒体によらず、自己の意見や思想を象徴する行動による表現活動のことをいう³⁹。例えば、戦争に反対して公衆の面前で徴兵カードや国旗を焼くような行為がこれに当たる。このような象徴的表現は、言論の自由の保障の対象になると解されている⁴⁰。アメリカ合衆国連邦最高裁判所では、国旗焼却行為を象徴的表現と認め、国旗損壊を禁ずる州法を表現の自由に反するものとした⁴¹。この点、日本においては、国旗の焼却行為は、政治的意思表明の意図を持って行われた象徴的表現行為であるとしても、当該行為に適用される器物損壊罪等は表現行為を規制対象とするものではないから、表現の自由に違反しないと判示している⁴²。

(2) 音声メディア

ヒトは、たいていの動物たちと同様に、表情や身振り手振りあるいは動作に加え、単純な音声を発しながらコミュニケーションを行ってきた。しかし、ヒトは、複雑かつ多様な社会集団を営み維持していくために、正確な意味の伝達の必要があった。協同で生活するため、トラブルを未然に防ぐためにも、話し言葉の獲得は不可欠であった。言葉を獲得したヒトは、それを操り、発達させていった。そして、表現するようになる。このようにヒトが自らの喉を震わせて発する言語は、表現メディアの中で中核を占めるともいえる。なぜなら、言語を図表化したものが文字であるし、文字を大量に印刷し発表することが出版であるからである。そして言語を獲得したヒトは、ヒトたる特徴を備えることになる。このような言語の発生は諸説あり、いつの頃からヒトが言語を操ることができるようになったかははっきりしていない。

日本国憲法は第 21 条第 1 項で表現の自由を保障し、条文上、集会、結社、言論、出版、その他一切の表現と例示しているが、この言語たる音声メディアは、その中の言論の自由によって保障される。また、この段階における言論、すなわち口頭のみにおける言論に対しては、第 21 条第 2 項において禁止される検閲をすることは不可能である。なぜなら、言葉が口から発せられる前にそのことを認知することはできないし、また心の中は絶対的無制約だからである。そして、「人の口に戸は立てられない」の言葉が示すように、この段階での言論は比較的自由度が高い。反対に言えば、規制自体が難しい表現メディアであるといえる。多くの場合、口や喉のみを規制することは困難なのでこの規制には身体全体の規制が伴うことになる。そうなるとすれば、もはや表現の自由のみの問題ではなく、身体の自由の問題も含むこととなる。

言論の自由の重要性は、言論の物体化、つまり、文字メディアの出現によってその重要性を増大させることになる。

(3) 集合メディア

ヒトは 1 人では生きられない。そのことは、ヒトは常に集団で生活することを示している。しかし、ヒトは表現するとき、常に 1 人であることに限られない。つまり、ヒトは 1 人で意見を表明する場合もあるし、集団で意見を表明することもあるのである。

この集合メディアは、身体メディアと音声メディアとの両方を含む。つまり、2人以上の手段で

行う象徴的表現、口頭による言論が含まれるのである。そして、この集団で行う表現行為のことを集団的示威行為という。

この集団的示威行為について、最高裁判所は、東京都公安条例事件⁴³において、「集団行動による思想等の表現は、単なる言論、出版等によるものとはことなっており、現在する多数人の集合体自体の力」によって支持されていることを特徴とし、このことを根拠として、「純粋な意味における表現といえる出版等についての事前規制検閲が憲法第21条第2項によって禁止されているにかかわらず、集団行動による表現の自由に関するかぎり」、必要最小限度の事前規制を行うことが可能であると判示している。このことは、最高裁判所が、純粋な意味における表現と集団行動による表現との間に、憲法上の保障の現実における格差を設けていることを示しているといえる。

(4) 文字メディア

ヒトが他者にメッセージを伝達するために、図形や絵などを描くようになったのは紀元前3万年から2万年のことであるとされている⁴⁴。しかし、ヒトはまだ文字というものを獲得するには至らなかった。文字といえるには、体系化され、感情や思考までも表現できる必要があった。

ヒトは言語を手に入れた。しかし、それだけではまだ不都合であった。なぜなら、言語は喉で生成され、口から発し、空気に乗って、相手の耳に伝わることで役目を終える。つまり、言語は一過性のものなのである。言語は一過性であることから記録することができない。確かに、記録はできないが、記憶はできた。耳に入ってきた言葉をそのまま覚えればいいのだ。しかし、記憶は年月が経てば薄れていくものである。また、その言葉を正確に聞き取り、正確に記憶しているかどうかも時間が経てばわからなくなる。記憶は記録と比較すると曖昧で不正確なのである。また、「身体メディア」における壁画や像の表現も、ある意味では言葉を記憶する道具となり得る。しかし、この表現における記録はやはり正確さが足りない。壁画を見てそれが何を表現しているか、像を見てそれが何を意味するのかを、その物を見た者全員がほぼ同様の解釈を得ることは難しい。そこで、言葉を正確に記録し、ほぼ同じように解釈できる道具が必要になる。このことは、ヒトが言葉を持つことによりコミュニケーションを可能としたのであるが、さらに時間をも超えてコミュニケーションを可能にしたことを意味する。

ヒトは情報を記録するためにさまざまな物質を利用した⁴⁵。ヒトは生活環境にある様々なものを利用した。しかし、次第に、持ち運びやすく、丈夫で、長持ちし、筆記が簡易なものが選ばれるようになった。記録媒体の改良に伴って筆記具の方も改良されていき、紙とペンの時代へと進んでいった。

ヒトは文字を手に入れた。紙とペンも手に入れた。それで、書物を書いた。しかし、ヒトはまだ大量に印刷する技術を手に入れていなかったのもので、写本をした。写本には問題があった。その問題というのは、写本が写本を重ねていくうちに原典と全く異なることがあるということである。原典を写すときに誤った記述をする。これを修正しないままこの写本をまた写す。そしてその最中にまた誤記をしてしまう。この繰り返して、誤記はさらなる誤記を呼び、原典の意味とまったく異なるものになっていくこともあったのである。このことを解消するには、誤記をしないように写本するか、原典をそのまま写す新たな技術の登場を待つしかなかった。

文字は、言語を聴覚で感じるものの他、視覚で感じることを可能にした。つまり、人間の持つ5感のうちの2つを利用することが可能となったのである。このことは、言語の問題が言ったか言わないかという問題から、目に見える書としての証拠の問題になったとの言い換えもできる。このことは反対に、ある思想について、それを規制する手段が1つ増えたということもできるだろう。ま

だ文字の存在しない時代、その規制する手段は、人に対するもの、つまり、その人を処罰し、処刑し、または焚殺することを通して言論を弾圧した。文字が存在してからはこれに加え、物に対するもの、つまり、その書物等を発刊禁止にし、または焚書⁴⁶することを通して言論を弾圧することができるようになった。このように言論の自由は文字の出現によって、その制約可能性を増大させたということができ、そしてそのことに比例して、言論の自由の保障の重要性も増大したということができる。

(5) 活字メディア

15世紀の半ば、グーテンベルク (J. H. Gutenberg) によって活版印刷の技術と機械が発明された。これを受けて、印刷本は急速にヨーロッパ中に普及した⁴⁷。

印刷技術そのものは、古くは唐の時代からあった。しかし、漢字はあまりにも文字数が多く、たった26文字のアルファベットと比べ、利便性が低く、あまり普及しなかった。

活字メディアの誕生は、ヒトの表現方法に変化をもたらした。それは、新聞事業をはじめとした出版産業の誕生に繋がる。出版社は同時に大量の同じ書物を出版できるようになる。このことはその書物が大衆に与える影響を格段に大きくすることになる。また、他の側面からいえば、為政者にとって都合の悪い書物は、出版される前に押さえておきたいという願望が生まれるともいえる。このような側面から、検閲という概念が生まれることになる。活字メディアは、この検閲との闘争を繰り広げることになるのである。

活字メディアの誕生はまた、情報の発信者と情報の受信者の峻別をもたらした。情報発信手段を有する者のみが多くが発信機会を得ることになる。そしてこの発信手段を有する者はごく限られた者となり、多くの人々は情報の受信者の地位に固定されていくことになる。

(6) 映像メディア

映像メディアは、活字メディアの誕生に端をなす。活字メディアの誕生、つまり、活版印刷技術の誕生は、換言すれば、機械的複製技術の誕生ということになる。この機械的複製技術の誕生は、やがて、静止画としての写真を生み出し、動画としての映画を生み出すことになる。この写真と映画がここでいう映像メディアである。

写真は、その後新聞や雑誌で用いられるようになる。いわゆる、報道写真である。1880年以前に新聞や雑誌に図版が使用されることは滅多になかった⁴⁸。しかし、アメリカでハーフ・トーンという技術が発明されると、新聞や雑誌に写真が用いられるようになった。このことにより、新聞や雑誌には、活字の他に写真が載ることになった。このような新聞や雑誌における報道写真には、次のような問題もある。それは、肖像権の問題である。肖像権とは、写真・絵画などにより、自己の肖像をみだりに写しとられたり、また、公表されたりすることのない権利⁴⁹とされる。この権利は、憲法第13条の規定により保障されているといえる。

映画は、シネマトグラフ (Cinematographe) からはじまったとされている⁵⁰。このシネマトグラフは、リュミエール兄弟 (Lumiere, A. & Lumiere, L.) が、エジソン (Edison, T. A.) の開発したキネスコープからヒントを得て開発した。そして、リュミエール兄弟は、1895年12月8日に、シネマトグラフによるプログラムをパリで公開した。これが映画の始まりである。映画は、その後、白黒無声映画から音声がついたもの、カラー映像のものへと進化を遂げた。しかし、ここで1番の映画の特徴としてあげたいのは、自ら劇場へ足を運ぶ必要があるということである。つまり、積極的なアクションが必要となるのである。

(7) 電気通信メディア

電気通信メディアでは、電話がその代表格となる。また、電話の他にも、モールス信号等の電気信号も含まれる。電気通信メディアは、その名の通り、通信のための表現メディアであるから、憲法第21条第2項の通信の秘密⁵¹の保護を受けることになる。

ここでは、特に電話について取り上げる。電話はヒトの音声を遠隔地の飛ばすことを可能にした。しかし、この「飛ばす」という表現を用いることは初期の段階では適切ではない。「送る」という表現を用いた方が適切であろう。というのも、電話は、本来電話線の中に音声を送ることによって遠隔地の相手とコミュニケーションをとる道具であり、音声を「飛ばす」には携帯電話⁵²等の誕生を待たなくてはならないからである。であるから、ここでは携帯電話や自動車電話等の電波を用いない有線電話についてのみ論じることとする。

電話の誕生は、音声生理学者のベル (Bell, A. G.) の発明による⁵³。それは、1876年出願の「音声その他の音を電信技術によって送信するための方法および機器」というタイトルの実用特許から始まった。タイトルからもわかる通り、当初ベルの発明は、必ずしも1対1のコミュニケーションを想定したものではなかった。有線の情報提供サービス等がそれにあたる。実際ソ連では約40年間にわたってラジオを上回る情報媒体として機能していたといわれる⁵⁴。

ここで問題となるのは、電話を1対1のコミュニケーションツールとして用いた場合、それは当然のことながら「通信の秘密」として保護されるべきであるが、情報ツールとして用いられた場合、果たして「通信の秘密」の保護が受けられるのかが問題となる。つまり、ここでは「秘匿性」の有無が問題となるのである⁵⁵。

1対1のコミュニケーションの場合、その会話は秘匿性を有するといえる。誰も特別な場合を除いて自分の会話を相手以外には聞かれないだろう。このことは電話にも直接当てはまる。誰も電話の相手方以外の誰かに会話を聞かれないであろう。このことは1対1以外の3者間通話の場合も同様である。つまり、私たちは、自己の想定している相手以外に会話を聴かれることを嫌うのである。であるから、電話での会話は通信の秘密の保護を当然に受けることになる。

しかし、電話が情報サービスを提供する場合、その情報は公開されたものであるのだから、「秘匿性」は有しない。つまり、通信の秘密で保護する必要はなく、「表現の自由」の保障を受けるのである。このように、電話を情報ツールとして用いた場合は、表現メディアの側面を表すことになるのである。

(8) 音声電波メディア

「音声電波メディア」とは、いわゆるラジオのことである。1890年、イタリアのマルコーニ (Marconi, G.) は、大西洋横断の無線通信に成功した。このことは、海底ケーブルを利用した有線通信の代替手段として注目された。1895年、マルコーニは無線電信を実用化した。また、1907年、アメリカ人ド・フォレスト (De Forest, L.) は、三極真空管を発明し、1908年には、その放送実験に成功した⁵⁶。このような事実の積み重ねからラジオ無線は誕生したのであった。

電波を用いたメディアの大きな特徴はその「公開性」⁵⁷にある。この公開性には積極的なアクションの必要はない。このことは、携帯電話を情報ツールとして用いた場合と比較するとわかりやすい。ちなみに、ここでいう携帯電話は通話機能以外用いないものとする。携帯電話もラジオもともに電波によって音声を飛ばす。この点からいえば、携帯電話で天気予報を聞く場合もラジオで天気予報を聞く場合も、ともに電波によって天気予報を聞くという点で異ならない。

しかし、アクションの点で異なる。携帯電話で天気予報を聞くには、必ず自分で177等の天気予報提供サービスに電話をかけなくてはならない。しかし、ラジオの場合、積極的なアクションを起

こさなくてもラジオをかけっぱなしにすれば天気予報が流れてくる場合もある。この点が異なるのである。

(9) 映像電波メディア

同じく無線電波をメディアに映像電波メディアがある。このメディアは、音声のみではなく、映像をも送信する点で、音声電波メディアと異なる。この映像電波メディアとは、いわゆるテレビのことである。テレビ、つまりテレビジョンとは、Tele=遠くの+Vision=映像という造語である。19世紀後半、この造語ができ、技術開発が繰り返行われていた。特に1897年、フェルナンド・ブラウン (Broun, F) がブラウン管という受像器を発明するにいたってテレビの技術の進展がさらに進んだ⁵⁸。

このような無線電波を使った放送が開始されてから、テレビ・ラジオといった新しいメディアである電波メディア⁵⁹による表現についても、表現の自由の保障が問題とされるようになった。これら電波メディアについても活字メディア⁶⁰同様、表現の自由の保障が及ぶことは当然であるが、無線電波を利用する電波メディアは周波数が有限であることから、自由に放送局の開設を認めることはできず、免許制が必要とされ、政府の免許なく自由に放送局を営むことはできないことから、活字メディアよりも制約が強いといえる。しかし、情報技術の発達による、衛星放送 (BS)、ケーブルテレビ放送 (CS) 等により、もはや周波数の希少性の問題は現実味を失いかけている。また、2011年7月24日、テレビの地上波アナログ放送が完全終了によって、周波数の希少性の問題は解決したとも解釈し得ることから、電波メディアについては今までの考え方を改めることになるであろう。

(10) 表現メディアの分類

ここまで、「表現メディア」の系譜について簡単ではあるが9つの既存の表現メディアをみてきた。ここでもう1度確認をし、分類を試みたい。既存の表現メディアは、身体メディア、音声メディア、集合メディア、文字メディア、活字メディア、映像メディア、電気通信メディア、音声電波メディア、映像電波メディアの9つがあった。これをさらに大きく分けると2つの表現メディアグループに分けることができる。つまり、道具を用いるか用いないかである。ここでいう道具とは、万人が万人、表現の発信者として利用可能なものかどうかに着目する。つまり、文字メディアには筆記用具が必要になるが、この筆記用具はここでいう道具にはあたらないのである。

このような観点から、身体メディア、音声メディア、集合メディア、文字メディアの表現メディアグループと活字メディア、映像メディア、電気通信メディア、音声電波メディア、映像電波メディアの表現メディアグループに分けることができる。本稿では前者のグループをヒトがその身体のみを用いてすることができることから「原始的表現メディアグループ」、そして、後者のグループをその道具の誕生が近代に集中していることから「近代的表現メディアグループ」と呼ぶこととする。

また、この2つの表現メディアグループにはもう1つの側面がある。その側面とは、相手方が誰かということである。原始的表現メディアは、大がかりな道具を用いない表現メディアである。このことは、限定された相手方を想定させる。大がかりな道具を用いないことは、そのまま情報の送信範囲を限定させるからである。一方、近代的表現メディアは相手方を限定しない表現メディアである。大がかりな道具を用いることで情報の送信範囲を拡大する。そのことによって顔の見えない相手にまで顔の見える相手と同時に情報を送信することが可能になる。

但し、電気通信メディアが通信の秘密の保護を要するような「秘匿性」を有した場合においてはこの限りではない。

2 インターネットメディア

本稿においては、インターネットに様々な側面があることを踏まえて上で、その表現における手段・媒体としての性質に中心をおいていることから「インターネットメディア」という言葉を用いている。ここでは、まず、インターネットそのものについてその特徴と歴史、そして仕組みについてみていく。そしてそれを踏まえた上で、インターネットメディアの有する性質について考察することにする。

(1) インターネットの特徴

インターネットとは、「世界中のすべてのコンピュータをつなぐコンピュータ・ネットワーク」といわれる⁶¹。しかし、世界中のコンピュータがすべて何らかのネットワークにつながれているわけではないので、ネットワークに接続したすべてのコンピュータはつながれると理解した方がよいだろう。

このようなコンピュータ・ネットワークであるインターネットメディアであるが、その特徴は、世界中のコンピュータがいつでも、そして双方向の自由なコミュニケーションを可能にするということである。

もう1つの大きな特徴は、世界中という広範囲をカバーするという点に関連するのであるが、国境を持たないということである。このことは、サイバースペースという世界が1つであり、サイバースペース内に国境を持たないことを示す。一方、サイバースペースから影響を受けて形成されるネット社会は、そもそもリアルスペース内の社会であるので国境を有する。であるから、ネット社会とサイバースペースの違いは国境の有無からも見分けることが可能となる。

(2) インターネットの歴史

① アメリカ合衆国の場合

インターネットは、アメリカ合衆国において誕生した。1969年、ARPANETがスタートした。

このARPANETは、国防総省の高等研究計画局(Advanced Research Projects Agency)からの研究プロジェクト募集による広域分散型コンピュータ・ネットワークの実験として、UCLAなど4大学を専用線で結んでスタートした⁶²。その後、徐々に他のローカルエリア・ネットワーク(LAN)が構築されて、それらが徐々に結びつきネットワークを構築していった。ARPANETが長距離ネットワーク、その他のローカルエリア・ネットワークは短距離ネットワークであった。このことは次のことを意味する。つまり、アメリカの場合は、長距離のネットワークが先にでき、そのあと短距離のネットワークができ、それらが結びつきながら、集合としてのネットワーク、すなわちインターネットの仕組みが発展してきた⁶³のである。

② 日本の場合

一方、日本では、1970年代後半から、ローカルエリア・ネットワークの研究が進められ、80年代初頭には、ローカルエリア・ネットワークは大学の研究室やオフィスなどでつられるようになった。日本においてはARPANETのような長距離ネットワークシステムは存在していなかった。このことは、アメリカのような短距離ネットワーク同士を、長距離ネットワークをもってつなぐということができなかった。つまり、1つの研究室内、1つのオフィス内といったごく限られた範囲でしかネットワークを構築できなかったのである。

なぜ、日本においては外部のネットワークとの接続技術がローカルエリア・ネットワークの技術開発に比べ立ち遅れたのだろうか。それは法の障害があったからである。1985年4月に電電公社が民営化されてNTTになるまでは、一般の電話回線を電話以外の目的に利用するには、書類を作成

し、機器を用意するなど多額の出費を要した。このように、法律の規制により、通信回線を自由に使えない状況があった⁶⁴のである。

以上のような状況から、日本ではARPANETのような長距離ネットワークが構築されず、オフィス内や研究室内の短距離ネットワークを外部と結ぶ技術が発達しなかった。

やがて、電電公社は1985年4月に民営化された。それに伴い電話機や接続機器にも以前に比べ、ある程度の自由が許されるようになった。その中から離れたコンピュータの相互接続をするという実験⁶⁵が開始されたのであった。この一連の実験をJUNETという。このJUNETは、どんどん拡大をしていき、様々な問題を乗り越えていった。1988年、JUNETと10の企業とが直接結ばれるというWIDE (Widely Integrated Distributed Environment) というプロジェクトが発足した。1992年、このWIDEとパソコン通信とを接続。パソコン通信とインターネットの通信量は急激に膨張⁶⁶した。

ところで、パソコン通信とインターネットはどのように違うのだろうか。パソコン通信とは、ホストコンピュータとパソコンとを電話回線で接続し、情報をやり取りするサービスのことをいう。会員間での電子メールの送受信や電子掲示板、ファイルアーカイブなどの機能を持つが、基本的にはやりとりは文字データのみで、画像は表示されない。もしくは限定的な利用に限られているものがほとんどである。インターネットとの大きな違いは、パソコン通信の場合、その会員間のみのコミュニケーションを可能にするが、インターネットの場合は先述の通り世界中を結ぶ。つまり会員であろうがなかろうが、他のパソコン通信の会員ともネットワークが構築される。加えて、パソコン通信がほぼ文字情報のみのデータ交換であることに対して、インターネットは文字データに限られない。以上のような理由から、パソコン通信は、やがてインターネットに吸収されて現在に至る。

(3) インターネットの仕組み

インターネットのもっとも重要な特徴は、その規模の大きさ⁶⁷である。このような大規模なコンピュータ・ネットワークを形成するには、特別かつ技術的、そしてそのような大規模なシステムに耐え得る根拠を要した。

インターネットは、先述の通り、大規模なネットワークであり、世界中のコンピュータをつなぐものとされている。このようなネットワークを構築するには、「集中型」ではなく「分散型」の仕組みが大切であるとされる。「集中型」の場合、このようなネットワークが世界規模で拡大するには耐えられず、逆に「分散型」の場合、世界中に分散した小さなネットワークを単位として、これらの集合をインターネットと考える。このようなインターネットの発達は、細胞分裂に似ている⁶⁸といえる。「集中型」のシステムの場合、すべてにおいて共通の約束事項を設定しなければならない。インターネットのような世界規模のシステムの場合、すべてにおける共通の約束事項の設定は難儀である。一方、必要最低限の約束事項以外は原則自由に運用可能な「分散型」のシステムの場合、このような難問は存在しない。この「分散型」の運用は、個々のネットワークの自立性を認め、そのような個々のネットワークが相互につながっているような運用状態をいう。インターネットとは、まさに、ネットワークのネットワーク⁶⁹なのである。

(4) インターネットとメディア・リテラシー

インターネットメディアの有する特徴としては、情報発信の相手方が世界中を対象にしているという広域性にある。これだけの大きな規模を有するインターネットメディアは、これまでのどのメディアと比較しても個人に与える影響力は大きいといえる。

インターネットメディアは、これほどまで規模が大きく、個人に与える影響力も巨大であるにも

かかわらず、その双方向性に大きな特徴がある。このインターネットメディアの性質は、今までの表現メディアの流れと大きく異なっている。というのも近代的表現メディアグループの性質は、規模の大きさと、その規模の大きさに伴う道具の規模の大きさである。そして道具が大きい故に情報の発信者と受信者が明確に分けられるという特徴があった。インターネットメディアはこの流れを覆す。これほどまでの影響力を有するにも限らず、情報の発信者は常に受信者であり、情報の受信者は常に発信者であり続けることができる。受信者は再び発信者の地位に返り咲き、思想の市場は再び自由市場となった。

インターネットメディアは国境を形成しない。世界中垣根なく、自由に情報を発信し、そして自由に情報を受信することが可能になる。この無国境性は、まさにインターネットのみに当てはまる性質といえるだろう。確かに、インターネットメディアほどの広域性を有する表現メディアはなかったし、インターネットメディアほどの双方向性を有する表現メディアもなかった。しかし、国境を意識しないことによってその両性質共に初めて可能になったといえるのではないだろうか。

以上のような、広域性、双方向性、無国境性を有する表現メディアであるインターネットメディアには、情報の発信者として、そして情報の受信者としてのそれなりの能力を身につける必要がある。つまり、ものを見る目を養う必要がある。先述の通り、インターネットメディアの有する影響力は計り知れないほど大きい。インターネットメディア上の表現は無限の潜在力を秘めている。この大きな力は個人をいとも簡単に飲み込むことができる。思想の自由市場で自由にものを発信し、受信するためには、それなりの準備をしないと自らを傷つけることになりかねない。そのそれなりの準備、つまりリテラシーを備えることが必要なのである。ここでいうリテラシーは、インターネットに関わる能力であることから、コンピュータ・リテラシーのような機器の操作能力のことを主眼としない。ここでのリテラシーは、いわゆるメディア・リテラシーである。

メディア・リテラシーとは、表現メディアが形作る現実を批判的に読み取るとともに、表現メディアを使って表現していく能力のことをいう。そして、メディア・リテラシーは、コンピュータの操作を習得するいわゆるコンピュータ・リテラシーとは異なり、あくまで情報の中身を学習の対象とし、表現メディアが持つ特性や技法に注目しながら制作のプロセスを吟味していくことで理解を深め、表現メディアと主体的に関わっていくことを最大の目的⁷⁰とする。このメディア・リテラシーは、多くの人々が情報の受信者であったときよりも、情報の発信者としての地位に復帰した今、まさに必要となるといえる。

(5) 表現メディアとしてのインターネットメディア

表現メディアとしてのインターネットメディアは、果たして先述した原始的表現メディアグループと近代的表現メディアグループのどちらのグループに属するのだろうか。それともどちらのグループにも属さず、独立し、第3のグループを構成するのだろうか。

この点、インターネット先進国であるアメリカにおいては、近代的表現メディアグループ内の比較がなされている。印刷メディアか放送メディアか、という比較である。本稿の分類によれば、活字メディアか電波メディア（音声メディア+映像メディア）か、という問題である。アメリカ合衆国最高裁判所は、レノ対アメリカ自由人権協会事件⁷¹で、伝統的な新聞と放送の区別は維持しつつ、インターネットには周波数の希少性は妥当せず、放送についての法理は妥当しないと判断している。この点について、日本の最高裁判所はまだ判断を下していない⁷²。ここでは、近代的表現メディアグループ内の話に注目している。つまり、活字メディア（＝印刷メディア）か電波メディア（＝放送メディア）か、ということである。

先述したように、このグループの表現メディアは大がかりな道具を用いることで相手を限定しないという特徴を有する。このことは情報の送り手と受け手を峻別する。つまり、多くの人々は情報の受け手の地位に固定化され、マス・メディア等の限られた人々が情報の送り手となる。しかし、インターネットメディアは情報の受け手の地位に固定化された個人の持つ力を大きく変えた。インターネットメディアの場合、個人は容易にアクセスし表現活動を行うことができる。つまり、情報の送り手の地位に復活することができるようになったのである。その意味では、古典的な表現の自由が前提としていた「思想の自由市場⁷³」という考え方が、より強く現れるといえるだろう。

この点においては、インターネットメディアは、近代的表現メディアグループに属するというよりも、原始的表現メディアグループに属するといえる。また、インターネットメディアには当然道具が必要になるが、その道具は、放送局や出版社を有することに比べれば簡易に手に入る道具であり、むしろ単なる筆記用具に近いといえるものである。

しかし、インターネットメディアと原始的表現メディアグループとの間で、まったく異なる特徴がある。それは相手方を限定していない点である。インターネット上のサイトには世界中の人々がアクセス可能である。このことは、相手方を特定したうでの表現をすることは不可能となることを意味する。そう考えると、インターネットメディアは原始的表現メディアグループの有する限定された相手の想定が不可能となるので、このグループの特徴を有しないことになる。つまり、「インターネットメディア」は原始的表現メディアグループに所属することはできないのである。しかもこの点においては、近代的表現メディアグループとの共通点が見いだせることになる。

以上のように考えると、インターネットメディアは、原始的表現メディアグループ・近代的表現メディアグループ双方に所属するともいえるし、両グループにも属さないグループともいえる。また、その両グループの特徴を併せ持つ中間的な「表現メディア」であるということができる。しかし、ここで注目したいのは、その有する両グループの特徴が本来有する両グループの特徴よりも強力である点である。

まず、原始的表現メディアグループと比較するが、このグループの特徴は、個人は情報の送り手でもあるし、受け手でもあるという点である。ただし、この特徴には以下のような条件が付く。それは、相手が限定されるということである。この点、「インターネットメディア」にはこの条件が付されない。この点で、情報の送受信者となるということが従来の原始的表現メディアグループに比べ強力になる。

一方、近代的表現メディアグループと比較するが、この場合は、原始的表現メディアグループの場合と表裏一体的にその特徴が現れる。つまり、相手方を限定せずに情報発信できるが、多くの場合個人は情報の受け手に徹さざるを得ないという条件が付されているのがこのグループの特徴であった。しかし、「インターネットメディア」はこの条件は付されない。つまり、個人として情報の発信範囲が強力になる。

このように、インターネットメディアは両グループの特徴を併せ持つが、その特徴が強化されており、両グループとの同一性が見いだせない。つまり、インターネットメディアは第3の表現メディアグループを単独で構成すると結論づけることができる。その現代的意義により本稿では「インターネットメディア」は単独で第3の表現メディアグループである現代的表現メディアグループを単独で構成することと結論付けることにしたい。

このように、インターネットメディアは既存の表現メディアと比べると異質な存在である。ゆえに、既存の解決方法がすべて適用可能ではないことになるであろう。

第三章 インターネットメディアと表現の自由

1 表現の自由

ここまで表現の自由という権利についてたびたび言及してきたが、そもそも表現の自由とはどのような権利なのであろうか。何をもちて表現の自由における表現とするのであろうか。つまり、何をもちて表現とみなし、何をもちて憲法のいうところの表現の自由（憲法 21 条第 1 項）によって保護されるのかということである。

日本国憲法は、その第 21 条第 1 項において、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」としている。この自由の保障は、第 19 条において、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とされている自由の保障とは異なる。

第 19 条における思想・良心の自由は、日本国憲法が導入した「個人の尊重」（第 13 条）という基本価値からみて、公権力による規制を受けるべきでなく、それゆえ、内心の自由が絶対的に保障されなければならない⁷⁴。

一方、第 21 条第 1 項における表現の自由は、思想・良心の自由とは異なり、内心に留まらず、外部への発表を通じて実現される。つまり、表現の自由と思想・良心の自由との違いは、それが心の中の問題であるか、外の問題であるかという点にある。心の中は他者には見えないので他者に影響を与えることはないが、心の外に出てしまったものは他者に影響を与えかねないということである。つまり、内心に止まる限りは無害でも、1 度外に出てしまったら他者を害するようなことがあるので、その場合のみ規制するということである。このことは、他者の存在を想定し、他者の権利との衝突の可能性を生ずることとなる。

この事実から、第 21 条第 1 項のいう表現の自由は、第 19 条のいう思想・良心の自由のような絶対無制約な自由であるとはならず、何らかの規制の可能性を示唆している。この点が、第 19 条の思想・良心の自由と第 21 条第 1 項の表現の自由とが異なる点となる。

2 表現の自由の優越的権利性

表現の自由は、他の諸権利と比較して「優越的地位」（Preferred Position）を持つと解されている⁷⁵。その理由は、エマーソン（Thomas I. Emerson）の指摘した次の 4 つの機能にあるとされている。

（1）自己実現の価値

第 1 は、個人の自己充足（individual self-fulfillment）を図るのに本質的な手段であること⁷⁶であり、これは自己実現⁷⁷の価値といわれる。この自己実現の価値は、他者を想定せず、自己に向いているものではない。他者との交流を通して自己充足を図るのである。

（2）思想の自由市場

第 2 は、知識を高め、真理を発見するための本質的なプロセスであること⁷⁸であり、これは思想の自由市場⁷⁹論といわれる。思想の自由市場は他者の意見と自己の意見とを洗練・収束させていく課程である。

（3）自己統治の価値

第 3 は、社会の全成員が決定に参加する前提として本質的であること⁸⁰とされ、これは自己統治⁸¹の価値といわれる。自己統治の価値は、民主制に資するものとされており、表現の自由は、主権者としての各人が憲法上の諸権利を行使するためには、何よりも重要な基本権となる⁸²。この主権者としての地位をまっとうするために不可欠である知る権利を保有することとなる⁸³。

（４）社会の安全弁

第４は、共同体が安定化し住み心地のよいものになるとともに、健全な意見の違いと必要な際に同意を得ることの均衡を保つ方法であること⁸⁴とされ、これは社会の安全弁⁸⁵、社会の安定化⁸⁶といわれる。社会は当然自己と他者との関係を想定している。

３ 表現の自由における表現

それでは、この４つの機能のうち１つでも欠けた場合、表現の自由における表現とならなくなるのであろうか。ここで、何が表現であるのかが重要になる。

表現（Expression）とは、その表現の相手方に納得させ動機づけられたどうかで、成功か不成功かが測られる。つまり、手を動機づけるべくコミュニケーションすることを表現という。一方、表出（Cathexis）とは、エネルギーの備給のことで、自分がすっきりしたかどうかで、成功か不成功かが測られる。つまり、言いたいことを言ってすっきりすることを表出というのである。

先述したように、「表現の自由」は他者を想定した権利である。それは、心の外に出てしまったものは他者に影響を与えかねないからである。つまり、内心に止まる限りは無害でも１度外に出てしまったら他者を害するようなことがある。ゆえに、上記の４つの機能のうち欠けるものがあつたとしても、それが他者を想定するもの、他者に認知されるものであつた場合には、表現の自由における表現とするべきであらう。ただし、上記４つの機能のうち１つでも欠けたら、それは他の権利と比較して優越的な地位を有する権利とはいえない。なぜならば、表現の自由は、上記の４つの機能を備えているからこそ、他の権利と比較して優越的地位を有するのであって、その条件を欠いたのであればもはやその地位に留まることはないからである。よって、他者を想定はするが、４機能のうち１つでも欠いている表現は、他の権利と比較して優越的な地位を与えることはできないであらう。

ここで、他者を想定しない情報の発信が表現の自由における表現かどうかという問題があるが、これは表現ではなく表出の問題であり、他者を想定しない、すなわち他者を侵害するものではないということから、表現の自由よりも保護範囲の広い思想・良心の自由の問題として処理するのが適切であらう。

４ インターネットの法的性格

本稿では、インターネットを表現メディアの１つとして位置づけている。そして、インターネットが表現の方法及び媒体であることから、憲法上の権利である表現の自由との関わり方が特に問題となる。

先述したように、日本国憲法はその第２１条において、第１項では、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定して、表現の自由の保障を、第２項では、「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」と規定して、その後段において通信の秘密を保障している。

インターネットの有する性質を考える場合、同じ憲法第２１条の問題と捉える場合でも、それを情報伝達手段である表現と捉えて第１項の問題、つまり、表現の自由の問題であると捉える場合と、その情報通信機器としての性格から通信として捉えてあくまでも第２項後段の問題、つまり、通信の秘密の問題であると捉える場合がある。

以上のように、インターネットの法的性質は、インターネットが表現なのか通信なのかという対立した議論を中心に語られているのである。しかし、インターネットのその性質から、インターネットを通信と表現の境目が従来通り確定することが難しくなっている。このことから、以上の

ような通信か表現かの議論を捨て、まったく新たなコミュニケーション方法であるという説もある。また、この通信と表現との境目を柔軟に対応する考え方も登場している。

そのような考え方を採用している代表的な2つの説がある。

(1) 公然性を有する通信であるとする見解 (第1の説)

通信が、従来の1対1のコミュニケーション手段であるという性質に加えて、1対不特定多数の者とのコミュニケーション・メディアとしても機能してきていることに注目する。当初、この1対不特定多数の者とのコミュニケーション・メディアとしては、ダイヤルQ2サービスや、複数人が同時に会話に参加するようなパーティーライン、キャプテン・システムなどが重要な意味を有してきた。しかし、現在はインターネット上のサイトにこのような性質があるとする。

また、通信は放送と異なり、そこでどのような表現がなされようとも原則自由である。しかし、インターネット上で表現が濫用され、様々な問題が生じていることも事実である。そこで、インターネットにおける表現を、放送と同様にその内容について一定の規制を加えるべきか、それともあくまで通信の内部問題としてこの自由を貫くべきかが問題となる。

この場合、従来のように二者択一的に論じることをせず、通信を利用はするが従来の通信としての概念とは異なるコミュニケーション方法であると捉える。しかし、インターネットは通信法の適用を受けているという事実も存在する。このことから、インターネットは通信に属するが、従来からの伝統的な通信概念である1対1のコミュニケーション手段とは区別し、「公然性を有する通信」という概念を用いるのである⁸⁷。

この考え方は、インターネットを原則として通信の秘密の問題として捉えるところに特徴がある。加えて、その性質に基づいて表現の自由の問題となる場合もあるとしている。

(2) 性質で二分する見解 (第2の説)

インターネットの利用形態のうち、電子メールはその信書としての性質から通信としての性質を有する。一方、サイト上の記事や電子掲示板における書き込みは表現としての性質を有する。

また、電子メールにおいてもメールマガジン⁸⁸やメーリングリスト⁸⁹は、通信としての性質よりも表現としての性格が強い。

そこで、通信の秘密と表現の自由の峻別を維持しつつ、コミュニケーションの性質に応じて、通信と表現のそれぞれ異なった憲法法理を適用することがもっとも現実的であるとする。情報の送受信行為自体は通信と捉えて通信の秘密が保護されなければならないが、その行為が持つ意味は、コミュニケーションが閉じているか開かれているかで、通信として意味を持つか表現としての意味を持つかが決まる⁹⁰。

つまり、インターネットは通信の秘密の問題の側面と表現の自由の側面を両方併せ持っており、その利用形態の性質によって、通信の秘密による問題なのか、それとも、表現の自由による問題なのかを考えていくのである。

(3) 表現の自由と通信の秘密

以上のように、インターネットを通信として捉えるか、表現として捉えるかということがもっとも大きなテーマとなる。そして、この通信と表現という言葉がここでのキーワードとなる。それでは、ここで通信と表現について、もう1度確認したいと思う。

通信とは、郵便や電話で情報の伝達をすることをいう。郵便や電話を扱う事業はコモン・キャリアと呼ばれ、送信される情報の内容を探知することなく、すべての情報を引き受けるものと考えられた。現在では、郵便・電話に限らず、ファクシミリやコンピュータ通信などコミュニケーション

に関するすべての秘密を指し、これは内容だけではなく、その事実自体が秘密の内容となる。よって、第21条第2項後段は、このような通信について、政府の職員が秘密を不当に収集・取得すること、政府の職員がこのような秘密を開示することを禁止する。本来公共的な性格を持つ表現と異なり、相手方以外のもに伝達されることを想定していない通信は私的な性質をもつ。

一方、表現とは、思想や信仰など内心における精神作用を外部に公表する精神活動のことをいう。表現の自由の保障目的は、言論活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な意義である自己実現の価値と、国民主権原理のもとで国民が政治に参加し民主的な政治を実現するという社会的な意義である自己統治の価値である。この他、新聞、雑誌、書籍などの出版、そして電波を利用した放送は表現とされ、表現の自由が保障しなければならないと考えられた。

両者を考える上で、本稿の立場はあくまでも表現の自由の保障を第1に考え、その表現行為が「秘匿性」を要するものである場合に限り、通信の秘密の保護の問題とすべきであるとする。

ここでのキーワードは、当該表現行為における「秘匿性」の要否である。

(4) 本稿におけるインターネットの法的性質の捉え方（私見）

まず、表現の自由の問題か通信の秘密の問題かという問題であるが、第1の説においては原則として通信の秘密の問題であるとしている。また、第2の説も情報の送受信行為については原則として通信の秘密の問題として捉えている。しかし、人間の表現行為のうち特に「秘匿性」を有するものに対して通信の秘密による保護を加えるのであって、やはり、原則として表現の自由は保障されるべきである。インターネットメディアを表現の自由の問題とするか通信の秘密の問題とするかという問題におけるキーワードは、インターネット以外のメディアの場合と同様、「秘匿性」にある。そう考えると、むしろ原則は通信の秘密ではなく、表現の自由の問題であることとなる。このことから、両説を本稿で採用するわけにはいかなくなる。

本稿におけるインターネットメディアの法的性質の捉え方は、基本的には第2の説の立場に立つ。しかし、第2の説は情報の送受信の足場を通信においている。この点が大きく本稿の立場と異なる。

本稿においては、一貫してインターネットを表現の方法及び媒体として捉えてきた。この姿勢は、換言すれば道具による分類ということといえる。そのような観点から本稿の立場ではまず道具による分類をする。インターネットと一概にいつても、大きく分けると電子メールとサイト閲覧に分類することができる。ここは第2の説と同様の立場である。

このようなインターネットの利用形態のうち、電子メールはその信書として「秘匿性」を有するから通信としての性質を有する。しかし、電子メールと一概に言ってみても、その中身は個人対個人のやりとりから、広告メール、メールマガジン、メーリングリストなど多面的であるから例外として表現の自由を認める場合が出てくる。一方、サイト上の記事や電子掲示板における書き込みは表現としての性格を有する。しかし、インターネットの閲覧においても、インターネットラジオやインターネットテレビを見る場合やインターネット上でニュース記事を閲覧する場合、掲示板に書き込む場合、チャットに参加する場合、サイト上でメールを利用する場合等、その形態によって様々であるから例外として通信の秘密の問題となりうる場合がある。

以上から、ブラウザソフトを使用する場合は原則として表現の自由の問題とし、その中で秘密を保持しなければならないような「秘匿性」を要する場合、つまり、パスワードの必要な掲示板やチャットの利用においてのみ通信の秘密の問題として例外的に認める。

一方、メールソフトを使用する場合はメールが信書である性格から鑑みて原則として通信の秘密の問題とし、その中でも「秘匿性」の薄い場合、つまりメールマガジンや広告メールについては例

外的に表現の自由の問題とする。

以上のように本稿ではインターネットをその利用形態の性質と利用方法によって4元的に捉えることになるのである。

第四章 インターネットにおける法的問題

これまで、インターネットのメディアとしての性格と法的性格についてみてきたが、それでは、実際にどのような問題を引き起こしているのであろうか。

1 インターネットメディアにおける表現が引き起こす法的問題

インターネットメディアにおける表現は、様々な法的問題を引き起こす。特に問題にされるのは、名誉毀損の問題⁹¹、猥褻的表現の問題⁹²、プライバシー侵害の問題⁹³、著作権侵害の問題⁹⁴等である。さらに、犯罪等の違法な行為を煽動するような表現行為⁹⁵や、自殺を煽動するような表現行為⁹⁶もみられる。このように、インターネットメディア上の表現行為は多くの問題を含んでいる。

以下に、この中でも特に問題となる名誉毀損の問題、猥褻的表現の問題、プライバシー侵害の問題について簡単ではあるがふれたいと思う。

(1) 名誉毀損の問題

インターネットメディア上の名誉毀損的表現に対して、それを規制する特別な法律の規定は存在していない。このことは、インターネットメディア上の名誉毀損的表現に対して通常の名誉毀損的表現に対する規制と同様に扱うことを示す。つまり、サイバースペースにおける名誉毀損と、リアルスペースにおける名誉毀損を同様に扱うのである。

リアルスペースにおける名誉毀損、つまり従来名誉毀損は、民法第709条、第710条、第723条、刑法第230条並びに第230条の2、侮辱罪については刑法第231条によって処理される。

① 民法上の処理

不法行為は、一般不法行為と特殊不法行為に分けられる。一般不法行為は、原則的には不法行為責任についての規定で、その特色は過失責任主義にある。つまり、原告は被告の過失を立証しなければ不法行為責任を問えないのである。一方、特殊不法行為とは、一般不法行為の原則を何らかの形で修正しているものをいう。ここでいうところの修正は、過失の立証責任の転換であったり、無過失責任を課したりをさす。名誉毀損は上記2つのタイプのうちの前者、つまり一般不法行為に属する。

民法第709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定している。この規定からは、民法上の一般不法行為の成立要件は、「故意又は過失」、「他人の権利」の侵害、「損害」を与えたことの3つを充たせばよいようであるが、故意又は過失、責任能力、他人の権利の侵害、損害の発生、因果関係、違法性阻却事由のないことの6つに整理されている⁹⁷。

また、民法第710条は、「他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。」と規定し、名誉侵害の場合を規定している。人の名誉を侵害する場合は、権利を侵害する場合にあたるので、当然に違法性を有することになる。ただし、公益を図るという正当な目的で、マス・メディアなどが真実を公表する場合には、国民の知る権利に寄与することになり、許されるというべきであり、また、公表されたところが真実でなかったとしても、真実と信じるのがもっともと思われる場合には、やはり、責任を否定⁹⁸することになる。

第 723 条は、「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。」と規定し、既存された名誉の回復について規定している。

次に論じる刑法上の名誉毀損との異なる点は、事実を摘示することが要件となっていないことである。このことは、単なる意見の表明であっても名誉毀損を構成することがあり得ることを示す。また、名誉毀損的表現に対して民事上の責任を負わせることは表現の自由を保障する憲法第 21 条 1 項の規定に違反しないとされている⁹⁹。しかし、このような名誉毀損的表現をすべて不法行為に基づく損害賠償の対象とすることは、萎縮的效果を生み、表現者の自由に表現する権利を奪いかねない。そこで、最高裁判所は、名誉毀損を構成する不法行為に基づく損害賠償請求に対し、表現が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合は、事実の真否を判断し、その事実が真実であるとの証明があったときは、その名誉毀損的表現は違法性を欠き、真実であると誤信する相当な根拠を欠く場合には故意ならびに過失を欠くとして免責を認める¹⁰⁰。

② 刑法上の処理

刑法第 230 条第 1 項は、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。」と規定し、第 231 条は、「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。」と規定している。

刑法上の名誉の意義は、外からの評価とは独立してその人の人格的価値そのものを意味する内部的な名誉と、社会が与える評価としての外部的な名誉、さらに本人が自分自身に対して持つ主観的な価値としての名誉感情に分類¹⁰¹される。ただし、内部的な名誉は外部からの力によって影響され得ない以上、刑法の保護の対象にもなり得ない¹⁰²とされる。そして、事実の摘示が伴う場合は名誉毀損罪を構成し、事実の摘示を伴わない場合は侮辱罪を構成する。

ここで特に問題となるのは外部的な名誉、つまり社会的評価を伴ったもので、名誉毀損はこの社会的評価を低下させることを意味する。そして、名誉毀損とは、社会的評価を害する恐れを発生させることで、現実に社会的評価が低下したことは必要ないとする¹⁰³。しかし、必要ではないというのではなく、立証が困難であるために、評価を害するだけの事実の摘示を行ったか否かという判断に置き換えて、名誉毀損結果の発生の認定を行っているともみべき¹⁰⁴である。

名誉毀損的表現は、憲法上の権利である表現の自由の濫用行為である。であるから、それを制約することは憲法第 21 条第 1 項に反しない¹⁰⁵。しかし、民法の場合と同様、このような名誉毀損的表現をすべて規制・処罰することは、萎縮的效果を生み、表現者の自由に表現する権利を奪いかねないことから、刑法第 230 条の 2 では、第 1 項において、「前条第 1 項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。」と規定し、第 2 項において、「前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実、公共の利害に関する事実とみなす。」と規定し、第 3 項において、「前条第 1 項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。」と規定している。つまり、名誉毀損に該当するとしても、その表現が公共の利害に関する事実に係り、かつその目的が専ら公益を図ることにあったと認められる場合には、事実の真否を判断し、真実であるとの証明があったときは、これを罰しないとしたのである。さらに、最高裁判所は、このような場合であっても、たとえ事実が真実であるとの証明がなくても、真実であるとの誤信を与える相当な根拠がある場合は、処罰を否定¹⁰⁶している。

(2) 猥褻的表現の問題

インターネットメディア上の猥褻的表現についての問題には様々な類型が存在する。大きく分類すると、自分のサイトに猥褻的表現を施す場合と、他人のサイトに猥褻的表現を施す場合がある。さらに後者を分類すると私的なサイトに猥褻的表現を施す場合と、企業等のサイトを含む公的なサイトに猥褻的表現を施す場合が考えられる。また、この問題を考えるにあたり重要なことは青少年保護との関係である。

リアルスペースにおける青少年は、必ずしもサイバースペースにおいても青少年であるわけではない。サイバースペースにおいては身分を隠し、性別を偽り、年齢を変更することが可能となる。つまり、サイバースペースにおける表現を青少年保護のために規制するには青少年自身の協力も必要となる。さもないと青少年保護のための過度の規制は成年者の表現の自由と知る権利を侵害することになりかねない。

ところで、電波法はその第108条において「無線設備又は第100条第1項第1号の通信設備によつてわいせつな通信を発した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と規定している。さらに、放送法においても、その第3条の2第1項第1号で「公安及び善良な風俗を害しないこと。」を、国内の放送番組を編集するにあたって放送事業者は遵守しなければならないと定めている。しかしながら、これらの規定は一般にはインターネットメディアにおける表現行為には適用されない。そこで名誉毀損的表現行為と同様に民法並びに刑法の問題として構成する必要が生じる。以下、自己のサイトにおいて猥褻的表現を行う場合と、他者のサイトにおいて猥褻的表現を行う場合について分けてみていきたいと思う。

① 自己のWebサイトにおける猥褻的表現

自己のサイト上に猥褻な画像等の表現物を掲載し、それを公開した場合、つまり、当該猥褻適評現物に対して他者がアクセスすることを可能な状態にした場合、刑法上の猥褻物公然陳列罪を構成する可能性を生じる。刑法第175条は、「わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。」と規定している。

ところで、従来、175条における猥褻物は有体物とされてきた。であるから、画面に映し出された映像そのものが猥褻物ではなくその画像を保存してあるビデオテープ等が猥褻物とされた。このような考え方から、インターネット上の猥褻画像等が問題となった場合、画像をそのもの猥褻とはせず、その猥褻画像のデータが保存されているサーバー・コンピュータが猥褻物とされた判例がある¹⁰⁷。これに対し、猥褻物を有体物に限定する根拠はないばかりでなく、情報としてのデータが猥褻物の概念に含まれるとした判例¹⁰⁸もある。この問題については、猥褻物を有体物以外の情報そのものに拡大する利点がどれほどあるのか考える必要がある。現時点においては、有体物に体现されていない情報自体を刑法上の猥褻物に取り込む実務上の切迫性は、まだ生じていないと解すべき¹⁰⁹である。

以上のことから、自己のWebサイトで猥褻な表現をなした場合、当該自己のコンピュータや当該猥褻データを保存している媒体等を猥褻物として扱い、猥褻物公然陳列罪を構成することになる。

② 他者のサイトにおける猥褻的表現

私的なサイトであれ、企業等の有する公的なサイトであれ、他者の有するサイトにおいて猥褻的表現を行うことは、場合によっては民法における不法行為を構成し、損害賠償を問うことが可能となる。自己のサイトに対し、猥褻な書き込みや、猥褻な画像の掲載を勝手になされた者は、そのこ

とに対して憤りを覚え、著しく苦痛に感じることもあるからである。

また、当該他者が一人である場合は、自己のサイトにおいて猥褻的表現を行う場合と同様、猥褻物公然陳列罪を構成する。これに対し、当該他者が企業等の公人である場合、以上に加えて業務妨害罪も問うことが可能となる。刑法第 233 条は「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。」と規定しており、企業等の有する公的なサイトにおける猥褻的表現行為は、当該他者である企業の信用を毀損しかねないのであるから、業務妨害罪も構成するのである。

(3) プライバシー侵害的表現の問題

インターネットメディアにおいて、他人のプライバシーを侵害するような表現行為を行った場合、その行為が、先述したような不法行為の成立要件を満たすのであれば、その行為は民法上の不法行為を構成し、責任を免れない。ここでいうプライバシーは、個人情報のうち他人に知られたくないと思う事柄であれば含まれる。そして、このような情報を本人の同意を得ずしてインターネットメディアにおいて公開した場合、公表された本人は不法行為に基づき責任追及することが可能になる。

しかし、すべてのプライバシー侵害的表現を不法行為責任の対象とすると、個人の表現の自由に対して多大な影響を及ぼすことになる。ここでは名誉毀損的表現に対する処理と同様に考えて、このようなプライバシーに関わる事実であったとしても、当該事実が公共性を有しており、その事実を公表することが正当であると判断されるのであれば当該責任は生じないと考えるべきである。その意味で、公的存在については、私生活上の事実であっても、公共の利害に関する事実とみなされる¹¹⁰場合がある¹¹¹。

(4) 匿名性の問題

インターネットを利用した犯罪について、多くの人が犯人の特定は困難であると考えているようである。実際、先述したようにインターネットメディア内部、つまり、サイバースペース内においては、私たちは身分も住所も年齢も性別も、ありとあらゆる個人情報を偽ることができる。また、現実にいる他人になりすましてその他人の社会的評価を下げる等のこともいと容易くできるのである。であるから、犯人の特徴といっても全く当てにできない。また、インターネットメディアの特徴の 1 つに広域性があることから、犯人の存在する範囲を限定することも困難である。

以上のように、インターネットメディアにおいては本人の匿名性が確保されているので、たとえ名誉毀損的な発言をしようが、猥褻な表現行為を行おうが、他人のプライバシーを侵害するような表現を行おうが、その責任追及の手は自分には及ばないと考えがちである。

しかし、それは単なる幻想にすぎないということを私たちは常々認識した上でインターネットを利用すべきである。そして、早々にそのような匿名性幻想は捨て去るべきである。実は、現実世界で犯罪を行うよりも、インターネットを利用して犯罪を行う方が、犯人の足取りをつかむことはずっと容易なのである。その秘密はインターネットの利用経路にある。インターネットを利用するには、まずプロバイダー¹¹²と契約をしなければならない。そのプロバイダーを通じて様々な Web サイトにアクセスすることになる。このことは、何をしても第三者が介在することを意味する。インターネット上には電子ログと呼ばれる通信経路、つまり、足跡が保存されている。このことは、インターネット上の犯罪の場合にプロバイダー等から利用者本人を割り出すことが可能であることを意味する。この足跡は必ず残ることから現実世界における犯罪よりも犯人捜しは容易に可能になる。

しかし、先述のように、神話ともいえるような匿名性幻想がインターネットにはある。このよう

な幻想が犯罪を起こさないという理性のハードルを低くし、インターネット上の名誉毀損やプライバシー侵害を引き起こす。被害を受ける側にもインターネットは安心な世界だというまた別の幻想が存在する。このような幻想は早々に捨て去り、インターネットには匿名性は存在しない、インターネットは安全なところではない、むしろ危険のあるところだから用心深く行動するようにする。そう心がけることだけで現在存在する多くのインターネット関連の事件は未然に防げるのではないだろうか。

このような匿名性幻想に惑わされないためにも、インターネットを使いこなす力、つまりメディア・リテラシーの習得が必要となる。

2 インターネットメディア上の表現における責任問題

(1) インターネットメディア上の表現における責任問題

名誉毀損的表現行為や猥褻的表現行為、プライバシー侵害的表現行為等の表現が行われた場合、その責任は当該表現をなした者が当然に負うことになる。これはリアルスペースにおける場合でも同様である。しかし、サイバースペースにおいてはリアルスペースにおける場合と若干事情が異なってくる。というのも、我々がインターネットを利用する場合プロバイダーを利用する必要がある。また、我々が利用する各 Web サイトにも管理人と称する人たちがいる。このようなプロバイダーや管理人はこのような表現行為が発生したときどのような責任を負うのだろうか。

(2) プロバイダー

一般にプロバイダーと簡単には呼ばれているが、正式には、インターネット・サービス・プロバイダー(略してISPともいう)といい、インターネットへの接続サービスを提供する業者のことを意味する。

接続サービスは大別して2つある。1つは、ダイヤルアップIP接続で、利用者が必要なときのみ電話回線やISDN専用回線・ADSL専用回線・光ファイバ回線など公衆網を通じてアクセスし、接続できるものを指す。もう1つは、専用線接続で、利用者のコンピュータやLANから専用線で直接インターネットに接続するものを意味する。これは主として、利用者自身がサイトを運用して、情報を公開するためのサービスである。現在、多くのプロバイダーは、両方のサービスを提供している。

プロバイダーは、主要都市に接続拠点たるアクセスポイントを設置し、その間を大容量の専用線で結び、さらに多数の地方都市にもアクセスポイントを設置し、地方在住の利用者について通信料金の負担を軽くしている。さらに、東京などの契約者の多い地域のアクセスポイントはアメリカやヨーロッパなど海外のプロバイダーと国際専用回線で結ばれている。これが基本的なネットワーク構成で、このように独自に大規模にサービスを展開している業者は1次プロバイダーと呼ばれる。1次プロバイダーの接続拠点とユーザーを結んでサービスしている業者を2次プロバイダーという。

接続サービスで使用される専用回線は、ほとんどの場合、プロバイダー自身が所持しているわけではなく、NTTなどの自身が回線設備を所有して通信サービスをしている事業者である第1種電気通信事業者から賃貸されているものであり、国際専用回線は、KDDIなど国際第1種電気通信事業者や海外の大手通信事業者から提供をうけている。日本国内のプロバイダーの数は、1999年春には3000社を超え、業界内では激しい競争が展開されている。各社は価格だけでなく、さまざまな差別化や付加価値サービスの提供で競争している。ほとんどのプロバイダーが標準で提供しているサービスは、単なるインターネットへの接続だけでなく、電子メール、インターネットの電子掲示板システム、プログラムや各種の文章情報などのファイル転送機能であるFTP、インターネット上

でリアルタイムに会話ができるIRC等がある。これらに加えて、競争を有利にするために、新聞社や出版社などと提携し、その記事や写真を閲覧できるようにし、独自に編集したジャンル別の電子マガジンにアクセスできるなどの付加サービスを提供している業者も多い。また、サーバーをもたない顧客に対し、プロバイダーのサーバーの機能を部分貸して、一定容量までなら無料または低料金を顧客自身のサイトを展開できるサービスもある。

(3) プロバイダーの法的責任

電気通信事業法は、電気通信事業者（第一種電気通信事業者＝電気通信設備を自ら敷設し電気通信サービスを提供する事業者・第二種電気通信事業者＝第一種電気通信事業者以外の電気通信事業者）に対し、検閲を禁止している（第3条）。そして、通信の秘密の保護を規定し（第4条）、通信の秘密を侵した者に刑罰を科している（第104条・第105条）。電気通信事業者は、コモン・キャリアと捉えられ、送信された情報を探知することなく、内容に関わらずそのまま伝達すべきものと考えられていた。

しかし、インターネットの普及に伴い、インターネット上に問題となるような情報が流れるようになり、このプロバイダーの責任が問題とされるようになった。とりわけ意見が対立しているのが、ユーザーが名誉毀損を行った場合に、プロバイダーが法的責任を負うかどうかである¹¹³。

(4) インターネットの法的意義とプロバイダーの責任の捉え方

ここで、インターネットメディア上の表現をそもそもどのような性質と捉えるかが問題となる。というのも、インターネットメディアを通信の秘密の保護の問題として捉えた場合、プロバイダーは上記のように送信された情報を探知することなく、内容に関わらずそのまま伝達すべきものとされ、プロバイダーの責任の最たるものは通信内容の秘密の保護となる。

しかし、インターネットメディアを表現の自由の保障の問題と捉えた場合は、通信の秘密の保護の問題として捉える場合と異なり、内容の保護が最たる責任とはならない場合もある。もちろん、プロバイダーは掲示板等にかかれた内容を勝手気ままに書き換えたり削除したりすることは許されない。だが、著しくひどい内容の書き込みがあった場合、他の利用者との関係からそれを是正する責任が生じる場合もある。つまり、インターネットメディアを通信の秘密の保護の問題と捉える場合と表現の自由の保障の問題と捉える場合とでは責任の範囲が多少異なってくるのである。

本稿のようにインターネットメディアの法的性質を捉えた場合、個人間でのメールのやりとりにおいてはどのような内容であっても憲法および電気通信事業法の検閲禁止規定からプロバイダーは関知せず、ただ忠実にその内容が漏洩することの内容に相手に送り届ける責任のみが生じる。つまり、プロバイダーは伝達する情報の内容について何ら法的責任を負わないのである。

一方、サイトの設置については、最大限表現の自由として尊重されるものの、度を越えた猥褻な表現を含むサイト・極めて暴力的な表現を含むサイト・その他公序良俗に反することが明白な表現を有するサイトに関してはその管理者に対して是正措置を求め、健全な運営を行う責任も生じる。実際にプロバイダーは、会員のための掲示板や会議室などを提供しており、これらの会員向けのサービスにおいて、利用規約を定め、一定の不適切な表現についてプロバイダーが削除することに同意することを求めている。つまり、このようなサービスにおいて、プロバイダーは、伝達される情報について一定の最低限度のコントロール権を有していることを意味する。そしてこのようなコントロール権を根拠に利用者がインターネット上において違法な行為を働いた場合、プロバイダーは法的責任を負うことになる。

第五章 サイバースペース

1 サイバースペースにおけるフィルタリング

インターネット上には様々な情報が流れている。サイバースペースは情報の宝庫であるといえる。しかし、サイバースペースに存在する無数の情報すべてに対して我々は興味を持っているわけではない。ある人は自然食材に興味があるかもしれないし、またある人は最新電気機器に興味があるかもしれない。またある人は車に興味があるかもしれないし、またある人はスポーツに興味があるかもしれない。

このことはとても大きな図書館に行ったときとまったく同じである。大きな図書館には人が一生かけても読み切れないほどの書物が存在する。その中から自分の好きなものだけを選択して読む。それと同様に、我々はインターネット上に存在する無数の情報の中から自分の好みや必要性に基づいて閲覧するのである。

このような自ら好きなもの、見たいもの、読みたいもの、必要なものを選択する行為をフィルタリング¹⁴⁴という。現在、我々はリアルスペースにおいてもこのフィルタリングを繰り返し行っている。先ほどの図書館の例でもそうであるし、テレビのチャンネルだってそうである。新聞だって1面から最終面のテレビ欄まですべて読むことは希だし、雑誌だって一言一句逃さずに読むわけではなく、それぞれの場合において、それぞれの好みや必要性に応じて選択をしている。別に取り立てて問題にする必要はない。人類の歴史はフィルタリングの連続であった。そしてフィルタリングという作業は人類の歴史そのものであり、それなしではやっていけないというのが現実なのである¹⁴⁵。しかし、それは従来のフィルタリングと同程度であるとの条件付でいえることなのである。

サイバースペースにおけるフィルタリングはその純度がリアルスペースにおけるそれとは桁違いに異なる。リアルスペース内で私たちがフィルタリングを行う場合、我々は自分の好みのものを見つけるために、自分の好まないものも読む必要がある。自分が支持する意見について知りたければ、その反対意見についても知ることになるし、新聞で自分のお好みの記事を読むためには関心のない記事についても目に入ってくることになる。また、パブリック・フォーラムにおいては、多様な見解を持つ市民の一般的なアクセスの権利が認められ、その市民の立場では自らが聴くことを欲していない見解を聞くことを余儀なくされる。また、何かしらの苦情を申し立てたいと考えているならば特定の場所において講義を行う特別のアクセスも認められている。つまり、リアルスペースにおいてフィルタリングをするためには不純物を自らの手で取り除かなければならないのである。記事の場合であったら、見出しを読むとか最初の数行を読むなりして、その記事を読むか読まないかを選択しなければならぬのである。もし、嫌いな記事だったり、自分の考えに反するような記事だったりした場合、気分を害する危険ですらはらんでいるのである。

その点、サイバースペースにおけるフィルタリングはまったく違う。自分の関心のある事項や、考え方等をあらかじめ選択しておけば、自動的にその関連事項のみにふれることが可能となる。自分と同じことに関心があり自分と同じような思想や意見を持った人たちとのみ交流することもできる。つまり、気分を害する危険性は全くない。

このことは多少オーバーに表現している。もちろん現在において以上のような純度 100%であるフィルタリングは行われていない。リアルスペースにおけるよりは高純度だとしても、自分の好まないものがまったく目に入らないということはない。しかし、年々その傾向は強まっている。つまり、サイバースペースにおけるフィルタリングの純度は年々高まってきているのである。

実は、この傾向に関しても企業の力が働いている。例えば、インターネットである作家の著作を

購入したとしよう。売り手の側からすれば、買い手はその作家のファンかもしれないから、新作が発刊されたときに早めに知らせられたらまた買ってしてくれるかもしれないと思うだろう。その本がもし、ダイエットに関するような内容であったなら、この作家に限らずダイエットに関する内容の本なら買ってしてくれるかもしれないと考えるだろう。そのような観点から企業の側が買い手たる個人の好みに合わせてフィルタリングを施す場合がある。ダイエットに興味ある人にグルメに関する新刊案内などしても多くの場合は無駄である。というのもダイエット中の人ならばあまりグルメ情報を得たいとは思わないからである。であるからコストの面でも営業効果の面でも売り手側がフィルタリングを施して買い手に案内することはきわめて効果的であるといえる。このようなサービスは基本的に歓迎されるであろう。というのも欲しい製品を探す時間が短縮できるし、自分の調べたい書籍の関連書籍を発見することも容易となるからである。

しかし、振り返って考えてみる必要がある。我々は様々な情報を受信する権利を有する。つまり、知る権利である。しかし、前もって情報をフィルタリングされて受信をしているとすれば、それがはたして検閲とどこが異なるというのだろうか。もちろん製品等の情報であるならある程度絞られていた方が選びやすい。しかし、ありとあらゆる情報に対してこのようなフィルタリングがかけられているのであればそれは問題である。我々は政府による検閲以外にも検閲をされる恐れがあるということ認識しなければならない。

確かに消費者主権の原理からすれば、消費者が市場の原理の中において自らが好きなものを選択することは望ましい。そしてこれがフィルタリングの根底にある。そしてこの消費者主権的な考え方は、無限のフィルタリング能力というユートピア的構想の支えとなっている¹¹⁶。また、消費者主権は、消費者が好きなようにものを選択することが可能となることをいうが、価格体系、在庫、要求といった3つの制約がある。

反対に、政治的主権の原理は、消費者主権とはまったく違う基盤の上に立っている。それは、個人の嗜好を普遍のものとはみなさずに、民主主義的な自治に対して高い評価を与える。このような民主主義的な自治とは、議論による当地の必要条件であるとともに、公共の場における理由付けを伴うものである。つまり、政治的主権においては個人の嗜好を所与のものとはせず、公共的な領域において議論を重ねることを通して選択を行っていくとする¹¹⁷。消費者主権的な考え方は、自治と自由を根底から揺るがすものとしている。

当然に、この2つの主権概念は潜在的に対立する。消費者主権を採用すれば、政治的主権に妥協を強いることになる。政治的主権を採用すれば消費者主権を弱めることになる。この対立する概念はともにバランスを保ちつつ存在する必要がある。完全な消費者主権、つまり個人の好き嫌いによって政策の土台とすることは適当ではないし、完全な政治的主権、言い換えれば完全に消費者主権を排除した状況というもの個人の表現の自由を抑制するのである。

表現の自由が本当に機能するためには次の2つの必要条件がある。1つ目は、自分が最初に積極的に選ばなかったものに接触することである¹¹⁸。このようなことには自分が求めている好まない事柄や気分を解されるような内容を当然含んでいる。しかし、私たちにとってこのような事柄と接触することは大きな意味がある。というのも自分が好むものとばかりと接触していれば分裂や過剰主義に陥りやすくなるからである。私たちはこのような好まざる情報と接触することによって、自分の考えに磨きをかけることもできるし、自分の考えをよりよい方向に転換することも可能になるのである。民主主義の中核はここにあると解する。

2つ目は、我々は様々な共通体験を持つ必要があるということである¹¹⁹。この共有体験を急激に

減少させるような情報通信システムは、社会分裂を促し様々な問題を増加させることに繋がる。

つまり、表現の自由は民主主義と密接に関係があるのである。表現の自由の有する2つの価値、すなわち、自己実現の価値と自己統治の価値のうち、後者は民主主義のあり方を左右する。インターネットにおける以上のようなフィルタリングは、この自己統治の価値に影響を与え、そして民主主義の存在自体をも左右するのである。

2 サイバースペースのグローバル化

サイバースペースは広大であり、国境もない。このことは、インターネットメディアが有史以来最大の影響力を有する表現メディアであることを示す。例えば、本稿をインターネット上のサイトに掲載したとしよう。もし興味がある人がいれば、赤道直下であろうが南極であろうがそのサイトを見ることができる。このように、個人の力は格段に大きくなる。個人対世界という図式である。

また、反対にインターネットメディアは世界中のありとあらゆる情報にアクセスすることを可能にする。日本にいながらアメリカの情報やドイツの情報にアクセスできる。ただアクセスするだけなら書籍や新聞といった活字メディアでも、テレビやラジオといった電波メディアでも可能である。しかし、インターネットメディアは単なる情報へのアクセスに留まらない。常に最新の情報を提供する。つまり、世界中の情報が時差を経ずに手に入れることが可能となるのである。まさに世界対個人という図式である。

このようなサイバースペースにおいては、国境という概念、時差という概念は存在しないので、人はグローバルなものを見方をするようになる。

自らの身をサイバースペースに置くこと。それは、世界の中心に自らの身を置くことに他ならない。そしてこのような環境は民主主義にとっても有用である。世界中の多くの意見にふれ、自らの考え方に磨きをかけていく、このことはまさに自己統治に資するといえるのである。そして世界的な目で自らの思想を磨き上げていくことは自己統治の価値を増大させる。

このように、インターネットは個人の視野を広げ、グローバル化することによって民主主義を発展させていくのである。

3 サイバースペースのローカル化

インターネットを利用することによって人はグローバルになる。しかし、一方でフィルタリングの完成度が高いため、人々の視野は狭まることになる。つまり、インターネットそのもののグローバル化しているのに対して利用している人々はローカル化していくのである。

人が自分の好みの思想や意見のもとに集まり、さらにその思想に偏る。その同意見の仲間の中において自らの意見の正当性を再確認し確固たるものとする。この状態では他の意見に耳を傾けることはなくなる。つまり、同一グループで議論をすれば、そのグループの構成メンバーはもともと同じような意見を有しているのだから、その元々の意見の方向の延長線上にあるさらに極端な意見へとシフトする可能性が大きいのである。このことを集団分極化という¹²⁰。この集団分極化は、同じような考え方の人間が集まって議論をすれば、以前から考えていたことをもっと過激なかたちで考えるようになることを意味する。このような状況が至るところで繰り返されると社会は分裂することになる。なぜなら、各グループが各グループ内での議論に没頭し、自らをより過激な方向へ導いていくとすれば、各グループ間の距離は拡大していくことになるからである。このようなグループにとって反対意見の存在を認知させることはきわめて重要となる。しかしながら、このようなグループであればあるほど反対意見を遮断する。つまり、フィルタリングにかけるのである。その結果、分化はさらなる分化を生み、極分化していく。つまり、サイバースペースにおいては国境がないと

というのが特徴であったにもかかわらず、このフィルタリングのために、自ら国境に変わる新たな境界を創ることになるのである。

また、これに関連して、集団分極化の現象は社会的カスケードと呼ばれる現象とも密接に関連している¹²¹。人々は、十分な情報を持ち合わせていないとき、何かを決定するに際し、他人の意見に頼ることになりがちである。しかし、サイバースペースにおいてはいつも正確な情報のみが流通しているとは限らない。どこの誰かわからない他人が流したあやふやな情報が、いつの間にかそれが真実であるかのごとく繰り返され、そしてそれを真実として受け入れるようになる。そしてこの事実をお多くの人々が真実として受け止めると、またその事実が伝播して、そのあやふやな情報は真実となる。このようなサイバー・カスケードの危険性が極めて高いというのも集団分極化における特徴であろう。

また、個人についていえば、フィルタリングによって情報がますます個人化されることによって、人々が共有する共通体験はますます少なくなる。このことは、結果として、社会に共通する課題に対する解決のための結束力を弱めることになる。つまり、分裂をすることになる。このことは、社会における公共財としての情報をフィルタリングにかけて遮断することによって個人を社会から分化することも意味するのである。

いずれの場合も民主主義に対して暗い影を落とすことになる。

このようにインターネットに基づくサイバースペースにおいては従来のインターネットの特徴である国境なきグローバル化に加え、フィルタリングの完成度の高さが引き起こす新たな境界によるローカル化が進むことになる。つまり、サイバースペースは両極に向かって進むことになるのである。

4 サイバースペースにおけるメディア・リテラシー

以上のように、インターネットは世界の統一と世界の分裂というまったく異なる結論に向かって世界を導いている。しかし、インターネットの本来の姿は世界を統一の方向へ導くことにあるといえる。サイバースペースの特徴は、あくまでも国境のないことにある。国境はないが別の境界ができるということは本来的には想定していない。あくまでも別の境界は、サイバースペースにおける負の副産物であるといえる。

人は自分が迷っているとき、まことしやかな情報を得たり、自分と同じ意見を聞いたりすると安心する。また、人は自分が自信を持っているときでも同調者がいるときさらに強い自信を抱く。このような心理から分裂が起り、それがさらなる分裂を生むことは先述した通りである。それではこのような分裂が起らないようにするにはどのようにしたらいいのだろうか。

答えは簡単かつ明瞭である。集団分極化を防止するのであれば、自分たちの意見に対しては常に反論も影のように存在するということを認識することが必要となる。そしてその反論を恐れぬことも必要となるであろう。サイバー・カスケードに陥ることを防ぎたいのであれば、サイバースペース上の情報は常に正しいものとは限らないということを前もって認識することが必要となる。また、個人の社会からの分化を防ぎたいのであれば、より多くの社会との共通体験を求める必要がある。

しかし、答えは簡単かつ明瞭であるのだが、実はその実行については相当難しいものであるということも認識しなければならない。というのも次のような理由があるからである。第1に先述したように、人は自分が迷っているとき、まことしやかな情報を得たり、自分と同じ意見を聞いたりすると安心したり、自分が自信を持っているときでも同調者がいるときさらに強い自信を抱くという

心理がある。このような心理を拭い去ることは容易なことではない。第2に、インターネットユーザーの中には、先述したように、神話とも呼べる匿名性幻想を抱いている人が多いので、自己に対する反対意見をリアルスペースではあり得ないような方法で抹殺したり、また、匿名性であるがゆえに虚偽の情報を公然と流布したりする人が存在するからである。

そこで、インターネットを使う人たちがすべてこのような匿名性幻想を捨て去り、自己に対する反対意見はあり得るということを認識する必要がある。また、サイバースペースに流れている情報には不正確なものや虚偽の情報も多く含まれるということも認識した上で、その真偽を見極める目を養う必要がある。そして、自らが主権者であることを再認識し、世界中の多くの意見に触れることを恐れないことも必要となる。そのことによって第1の理由については、その心理を緩和することができるし、第2の理由については全面的に解決することが可能となる。つまり、サイバースペースにおけるメディア・リテラシーの習得がサイバースペースにおいては絶対的必要条件となるのである。

ここで注意しなければならないのは、フィルタリングを捨て去ればすべてが解決するというわけではないということである。確かにフィルタリングをすることによって集団分極化も個人の社会からの分化も発生する。しかし、先述したように、フィルタリングは人間の根幹にかかわる重要な作業であり、人類の歴史そのものである。これを捨て去ることはできない。問題は高精度のフィルタリング能力であってフィルタリングそのものではない。フィルタリングは人間にとって必要なものなのである。だからこそ、フィルタリングしたという事実を常に認識する必要があるのである。そのことによって、自らの目に触れ、耳に触れる情報が世界中の情報のごく一部に過ぎないこと、自分の見解が世界中のありとあらゆる見解のひとつに過ぎないことを認識することが可能になる。つまり、フィルタリングされた、またはフィルタリングした情報を唯一絶対のものとみなさないことが重要となる。このようなものの見方はメディア・リテラシーの習得から得られるものである。

そして、このようなメディア・リテラシーの習得こそ、主権者としての表現の自由の保障、つまり自己統治に不可欠な要素となる。確かに、コンピュータやインターネット使いこなす能力、コンピュータ・リテラシーも必要な能力である。しかし、それ以上に、サイバースペース上で流通する情報を批判的に読み取るとともに、自らもサイバースペースにおいて表現していく能力である、サイバー・メディア・リテラシーこそこのネット社会を生き抜くためには必要となるのである。

おわりに

インターネットは我々の生活になくはならないものになった。受動的であろうが、能動的であろうが実際には、我々の生活の大部分が何らかの形でインターネットと関係しているのである。

インターネットの問題は今後も様々な様相を呈する。これまでも多くの問題があったし、これからも新しい様々な問題が起こるだろう。これまでの問題の例でいえばインターネット選挙の問題もある。また、著作権の問題においても様々な問題が日々発生している。インターネットは国境を消し去る特性を有していることから世界規模の問題もある。

このようにインターネットの問題はインターネットだけの問題に限定されない。インターネットは、国家のあらゆる問題に直面するのである。そして、国家の枠にとらわれない世界規模の問題も提起する。これから一層ネット社会化は進んで行くであろう。それに伴い多くの問題も発生するであろう。ゆえに、メディアを正確に読み解く能力であるメディア・リテラシーが必要不可欠の能力となるのである。

【注】

- 1 インターネットの仕組み等については後述する。
- 2 インターネットの世界では、世界中の情報がお互いに複雑に絡まって編まれているこの状況を「蜘蛛の巣」という意味の web という単語を用いて World Wide Web と呼ぶ。通常、情報サイトのアドレスは「http://www」から始まるが、この「www」の部分は World Wide Web の略となっている。
- 3 インターネットが日本で我々一般に浸透し始めたのが、Microsoft 社が OS (Operating System) の Windows95 を販売した 1995 年からであり、わずか 20 年で生活に不可欠なものとなっている。
- 4 インターネットショッピングは当初、通信販売業者が主に TV ショッピングやラジオショッピングと併用する形で用いられたが、今や販売業者や製造業者は自己のサイトで自社店舗の紹介や自社製品の詳細な説明とともに直接販売するようになってきている。
- 5 インターネットバンキングについては、当初利用可能な銀行や、また利用できても別料金が発生したり、手続きが面倒だったりとあまり普及しなかった。しかし、利用料や手続き面のハンデをクリアし、また、インターネット上でのみ存在する銀行などの誕生から、利用者は年々増加している。
- 6 2000 年 8 月、名古屋市で自動販売機が爆破された事件では、当時 23 歳の会社員が窃盗未遂容疑で逮捕された。この会社員は爆弾の製造マニュアルをインターネット上で入手して製造、「手製爆弾の実験」として自販機の爆破結果をホームページ上に掲載する計画だった。詳細については、「読売新聞中部版 2000 年 8 月 26 日朝刊」31 頁を参照。
- 7 2004 年 6 月 1 日に発生した長崎佐世保の小 6 女児殺害事件において、インターネット上の掲示板における書き込みが発端であったとされる。詳細については、「読売新聞東京版 2004 年 6 月 2 日夕刊」1 頁を参照。
- 8 2004 年 2 月 24 日に発覚した、インターネットプロバイダー大手 Yahoo-BB は、当初約 470 万人分の顧客個人情報を流出したとされていた。しかし、流出ルートの全貌が明らかになるにつれ、最終的には 660 万人分の個人情報が流出したことが判明。この数は国民の約 20 人に 1 人の個人情報が流出した計算となる。詳細については、「読売新聞東京版 2004 年 2 月 24 日夕刊」1 頁及び「読売新聞東京版 2004 年 6 月 18 日夕刊」1 頁を参照。
- 9 流出した個人情報が直接的に振り込み詐欺に利用されていることは未だ確認はされていないものの、その犯行の正確さ等から何らかの形で個人情報を入手し、それを利用しているとされている。詳細については、「読売新聞東京版 2004 年 8 月 29 日朝刊」30 頁を参照。当初は「オレオレ詐欺」といわれていたが、その後、様々な様式に発展し、本来の「オレオレ詐欺」の様相とかなり違ったものになってきた。また、本来の「オレオレ詐欺」の形態をした事件そのものが減少傾向にあることから「オレオレ詐欺」と呼ぶことが不適当になってきた。そこで、2004 年 12 月 9 日、警察庁は、安易に振り込まないようにとの意味で「振り込み詐欺」と命名した。詳細については、「読売新聞東京版 2004 年 12 月 10 日朝刊」1 頁及び「読売新聞東京版 2004 年 12 月 9 日夕刊」1 頁を参照。
- 10 2004 年 1 月 16 日に発表した消費者金融大手三洋信販の顧客情報流出事件は、当初 173 人分の個人情報が流出されたとされていたが、後に幾度かの修正をし、最終的には 32 万人分以上の顧客個人情報が流出した可能性もあるとした。また、顧客情報流出後、顧客に対する架空請求の相談が相次ぎ、2004 年 2 月には 1 万件を突破した。詳細については、「読売新聞西部版 2004 年 2 月 24 日夕刊」11 頁を参照。
- 11 不正な手段で開設された銀行口座などがインターネットで公然と売買され、オレオレ詐欺などに利用されている。また、架空請求事件にも利用されている。このことを受けて、国内最大手の検索サイト運営会社 Yahoo Japan は、2004 年 7 月から、不正口座の売買などを行っているサイトについて、検索結果を表示しない表示停止措置を講じている。警視庁の要請に応じた自主規制で、約 370 のサイトの表示を停止した。詳細については、「読売新聞東京版 2004 年 8 月 27 日朝刊」39 頁を参照。
- 12 「サイバースペース」の語源は元来 SF 小説上の言葉であり、それがネット上のコミュニケーションの世界を示す用語となったのは、John Perry Barlow による功績であるというのが定説である。Barlow は、電気通信とコンピュータとの連鎖的な集団によるネットワークのコミュニケーションの世界を、「サイバースペース」と呼び、この指摘はその後市民権を得るようになった。詳細については、平野晋＝牧野和夫『判例 国際インターネット法』(1998 年、プロスパー企画) 38 頁以下を参照。
- 13 サイバースペースという語句とインターネットという語句はほぼ同義であり、インターネットの特徴はそのままサイバースペースに引き継がれる。詳細については、平野＝牧野注 13 前掲書 37 頁を参照。
- 14 米国サイバースペース法の第一人者の 1 人でもある Trotter Hardy 教授の論文“The Proper Legal Regime For Cyberspace”において、サイバースペースは、「コンピュータ・ネットワーク上の電子的コミュニケーション」の世界であると定義されている。インターネットがメディアとしての特性に注目している語であることに對し、サイバースペースはそれよりも広いそのネット上で広がるコミュニケーションの「場」(place)

としての特性に着目している。詳細については、平野＝牧野注13前掲書36頁以下を参照。

- 15 本稿では、インターネットを表現メディアの1つととらえる。この考え方については後述する。
- 16 村山富市首相(当時)を本部長とする政府の高度情報通信社会推進本部は1995年2月21日、日本版の情報スーパーハイウエー構築に向けた政府全体の方針を示す「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を正式に決定し、光ファイバー網について「2010年を念頭に早期の全国整備を目指す」とするとともに、公共分野の情報化を「情報化推進の起爆剤」として位置づけ、教育、医療・福祉、交通、防災などの各分野について、総合的、計画的な情報化の推進を打ち出した。詳細については、「読売新聞東京版1995年2月21日夕刊」1頁を参照。
- 17 詳細については、首相官邸サイト内『情報通信技術戦略本部』の頁を参照。但し、本基本方針は1998年11月9日に改訂されている。
1995年2月21日決定〈<http://www.kantei.go.jp/jp/it/990422ho-7.html>〉(2015年10月1日確認)
1998年11月9日決定〈<http://www.kantei.go.jp/jp/it/981110kihon.html>〉(2015年10月1日確認)
- 18 小渕恵三首相(当時)は1999年12月19日、2000年度予算の目玉と位置づける「ミレニアムプロジェクト」(新千年紀事業)を正式決定した。「経済新生特別枠」(総額5000億円)は、ミレニアムプロジェクトを中心とする非公共事業「情報通信、科学技術、環境」枠(2500億円)と、公共事業の「物流効率化、環境・情報通信・街づくり」枠(2500億円)の2つからなる。詳細については、「読売新聞東京版1999年12月20日朝刊」3頁を参照。
- 19 電子政府とは、国への届け出申請などの行政手続きをインターネットで行うことができる政府のことで、民間企業などにとって役所に足を運ぶ手間が省けるうえ、行政側も事務の効率化が期待できるが、省庁のホームページ改ざん事件に象徴される安全対策の確立など課題も残っている。詳細については、『読売新聞東京版2000年2月23日朝刊』9頁を参照。
- 20 詳細については、首相官邸サイト内「ミレニアムプロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)について」の頁を参照。
〈<http://www.kantei.go.jp/jp/mille>〉(2015年10月1日確認)
- 21 ITとは、Information Technologyの略で、直訳すると「情報技術」となる。しかし、「情報通信技術」と訳されることが多い。情報処理という言葉は以前からあるが、最近はあまり使われなくなり、ITに統一されている。「IT技術」という言葉もたまに見かけるが、これは一種の量語であろう。特に明確な定義はない。感覚的には「コンピュータとネットワーク、特にインターネットに関連する技術」程度に考えられている。
- 22 森喜朗首相(当時)を本部長とした「IT戦略本部」は2000年7月7日の閣議決定に基づいて「高度情報通信社会本部」を改組して設置された。その下に設置された「IT戦略会議」(議長、出井伸之ソニー会長兼グループCEO)は、政府のIT対応策強化が目的で、民間人18人で構成する。詳細については、『読売新聞東京版2000年7月7日夕刊』2頁を参照。
- 23 森喜朗首相(当時)を本部長とする「IT戦略本部」と出井伸之(ソニー会長兼グループCEO)を議長とする「IT戦略会議」は2000年11月27日首相官邸で合同会議を開き「IT基本戦略」を発表した。詳細については、「読売新聞東京版2000年11月27日夕刊」1頁を参照。また、「IT基本戦略」の全文については、首相官邸サイト内「IT基本戦略」の頁を参照。
〈<http://www.kantei.go.jp/jp/it/goudoukaigi/dai6/6siryu2.html>〉(2015年10月1日確認)
- 24 詳細については、首相官邸サイト内「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」の頁を参照。
〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/honbun.html>〉(2015年10月1日確認)
- 25 詳細については、首相官邸サイト内「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」の頁を参照。
〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/010122honbun.html>〉(2015年10月1日確認)
- 26 2001年1月22日午前、政府は首相官邸で高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)の初会合を開き、IT戦略会議(議長、出井伸之ソニー会長兼グループCEO)が2000年11月にまとめたIT国家基本戦略について、「e-Japan戦略」と名称を改めて最終決定した。詳細については、「読売新聞東京版2001年1月22日夕刊」2頁を参照。
- 27 情報リテラシー並びにメディア・リテラシーに関しては後述する。
- 28 詳細については、首相官邸サイト内「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」の頁を参照。
〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/010626.html>〉(2015年10月1日確認)
- 29 詳細については、首相官邸サイト内「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」の頁を参照。

- (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/020618gaiyou.html>) (2015年10月1日確認)
- 30 改正住民基本台帳法は、1999年8月12日に成立した。行政の本人確認事務の効率化を図る同法成立には、委員会採決が困難な状況に陥った場合など、委員会に「中間報告」を求めたうえで委員会採決を経ずに本会議で採決できるという国会法56条の3に基づく「中間報告」を求める動議を提出する異例の手段に踏み切り、可決、成立した。同法は、公布後3年以内に施行されることとされており、1999年8月18日に公布、平成14年8月5日に施行された。詳細については、「読売新聞東京版1999年8月13日朝刊」1頁を参照。
- 31 住基ネットは、全国一斉稼働を目指していた。住基ネットの管理は各市区町村に委ねられているため、住基ネットに加入するかどうかは各市区町村の判断に委ねられている。ゆえに、住基ネットよりの離脱ということも可能となる。住基ネットは2002年8月5日に稼働を開始したが、この日に全国的に一斉稼働ということにはならなかった。以下のように反対する自治体が存在し、その自治体不参加のままその稼働を開始（福島県矢祭町、東京都杉並区、東京都国分寺市、神奈川県横浜市、三重県二見町、三重県小俣町、山形県山形市）し、また途中で離脱した自治体（東京都中野区、東京都国立市）が存在していたことが住基ネットの大きな特徴となっている。全国全自治体が参加しない限り、本来の役割を果たせていないといえるであろう。市民が参加を選択する方式を表明した横浜市、不参加を表明した東京都杉並区、中野区、国分寺市、福島県矢祭町などを除いてスタートした。詳細については、「読売新聞東京版2002年8月5日朝刊」1頁並びに拙稿「住基ネットとプライバシー—マイナンバーに向けて—」『地域学論集（鳥取大学地域学部紀要）【第12巻第1号】』（2015年、鳥取大学地域学部）59～77頁参照。
- 32 改正不動産登記法については後述する。
- 33 2015年10月1日現在、福島県矢祭町は、唯一の住基ネット不参加自治体となっている。つまり、住基ネットの全国参加はいまだに達成されていないことになる。
- 34 改正不動産登記法並びに改正不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律については、法務省サイト内「第159国会（常会）提出主要法律案」の頁を参照。なお、両法律とも法律案から修正無しで可決、成立した。
- (<http://www.moj.go.jp/>) (2015年10月1日確認)
- 35 例えば、自動車保険の場合、見積もりをインターネット上で請求した場合、保険料が通常の形式で申し込みする場合よりも一定価格安くなる場合がある。その他、商品券やグッズ等の特典など保険会社によって様々ある。また、インターネット見積もりの場合、自分で入力するので、自分にとって必要十分な保障内容を簡単に選択することができる。
- 36 本稿では、憲法上の権利である「表現の自由」との関係から、単なる「メディア」という言葉ではなく、あえて「表現メディア」という言葉を用いている。このことから表現メディアの媒体対象はあくまで「表現」であり、「表出」（後述する）は含まれない。そこで、媒体対象を「表現」、「表出」とともに含む場合は、「情報メディア」と呼ぶこととしたい。
- 37 身体メディアの中には、「手指の操作」と「喉の操作」の2つがあるとされている。詳細については、香取淳子『情報メディア論』（2002年、北樹出版）12頁を参照。をあげている。しかし、本稿では、後に言論の自由として「喉の操作」（＝音声）を取り上げるので、「喉の操作」を除外している。よって、本稿では、「身体」＝「手指の操作」＋「身ぶり手ぶり」とする。
- 38 ハンガリーのタタ、ドイツのフォーゲルヘルト、イタリアのパグリッチ遺跡、フランスのモンゴードイエ、ラスコー、ドルドーニュ、メルヴィユ渓谷、スペインのアルタミラの像やシンボルは、ただの落書きや偶然から生じたものではなく、何らかの儀式に対する象徴的表現ではなかったか考えられている。詳細については、香取注37前掲書12頁を参照。
- 39 詳細については、野中俊彦＝中村睦男＝高橋和之＝高見勝利『憲法Ⅰ【第3版】』（2001年、有斐閣）344頁を参照。
- 40 詳細については、芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論（1）【増補版】』（2000年、有斐閣）240頁を参照。
- 41 詳細については、Texas v. Johnson 57 L.W. 4770 109 S.Ct.2533 The United State LAW WEEK1989.6.20 4770 頁を参照。
- 42 詳細については、福岡高那覇支判1995年10月26日判例時報1555巻140頁を参照。
- 43 詳細については、最大判1960年7月20日刑集14巻9号1243頁を参照。
- 44 詳細については、香取注37前掲書31頁を参照。ここでは、絵文字から発展したシュメール人の発明した楔形文字、エジプト人の発明したヒエログリフ、中国人が発明した漢字とアルファベットとの比較をしている。
- 45 石や動物の皮、粘土や木片、樹皮などの生活環境の中に豊富にある物質を記録媒体として活用し、同一の地区で複数の媒体が用いられることもあったが次第に1つの記録媒体に収斂していったとされている。詳細については、香取注37前掲書43頁を参照。

- 46 焚書については、秦の始皇帝（在位紀元前247年～紀元前210年）の行った「焚書坑儒」が有名である。また、この他有名なものに、ナチスが1933年5月10日にベルリンのオペラ広場で行った「焚書」がある。どちらも、言論弾圧の手段として、書物を焼き払った。
- 47 詳細については、香取注37前掲書54頁を参照。
- 48 1880年3月4日の「ニューヨーク・デイリー・ヘラルド」紙上の「スラム街」の写真がハーフ・トーンで複製された最初の写真であったとされている。
- 49 詳細については、最大判昭44・12・24刑集23巻12号1625頁を参照。
- 50 詳細については、香取注37前掲書54頁を参照。
- 51 通信の秘密については、インターネットの法的性格を論じる上で、極めて重要な要素となるので後に詳述する。
- 52 近年、携帯電話は、スマートホンのように、その電話としての性質に勝るとも劣らないほどインターネット端末としての性質を有するようになってきている。
- 53 グラハム・ベルの父メルビル・ベルも音声生理学者であり、また祖父も音声生理学者であった。ベルには祖父以来3代にわたる音声に対する観察と分析、理論の構築などの実績があった。詳細については、香取注37前掲書101頁を参照。
- 54 詳細については、香取注37前掲書102頁を参照。
- 55 「通信の秘密」か「表現の自由」かの議論は、この「秘匿性」の有無に関わる。そして本稿ではまさにこの「秘匿性」がキーワードになる。このことはそのままインターネットに踏襲される。インターネットと「秘匿性」に関しては後に詳述する。
- 56 ド・フォレストの発明は、当初一般の人々の注目を浴びなかったが、次第にテレ・コミュニケーションとして用いられ、やがて、マス・コミュニケーションとして発達した。詳細については、香取注37前掲書106頁を参照。
- 57 「公開性」は、「秘匿性」と並んで本稿におけるキーワードとなる。
- 58 詳細については、香取注37前掲書117頁を参照。
- 59 本稿では、音声電波メディアと映像電波メディアを併せたものを電波メディアとしている。これは、その媒体が何であるのかに注目したからである。しかし、テレビとラジオを併せて放送メディアと呼ぶことも多い。これは、方法が何であるかという点に注目した呼び方である。であるから、電波メディア＝放送メディアと読み替えることが可能であろう。
- 60 本稿では、活字メディアという言葉を用いている。これは、電波メディア同様、媒体が何であるのかに注目したからである。しかし、印刷メディアと呼ぶことも多い。これは、方法が何であるかという点に注目した呼び方である。であるから、活字メディア＝印刷メディアと読み替えることが可能であろう。
- 61 詳細については、村井純『インターネット』（1995年、岩波書店）2頁を参照。
- 62 国防総省の目的は、名目上、核ミサイルによる攻撃にもなお存続可能な軍事情報ネットワークを構築することとされた。詳細については、吉田純『インターネット空間の社会学』（2000年、世界思想社）30頁を参照。
- 63 詳細については、村井注61前掲書136頁を参照。
- 64 詳細については、村井注61前掲書137頁を参照。
- 65 この実験は、電電公社民営化以前の1984年10月に、東京工業大学、東京大学、慶應義塾大学を結ぶという実験で、電電公社民営化後を見越して開発が進められていた機器を利用し、非公式に開始された。詳細については、村井注61前掲書138頁を参照。
- 66 詳細については、村井注61前掲書158頁を参照。
- 67 詳細については、村井注61前掲書14頁を参照。
- 68 詳細については、村井注61前掲書15頁を参照。
- 69 詳細については、村井注61前掲書17頁を参照。
- 70 詳細については、菅谷明子『メディア・リテラシー』12頁（2000年、岩波書店）を参照。本稿においては、活字メディアや印刷メディアに対するメディア・リテラシーについては当然必要なものとした上で、インターネットメディアにおいても必要であるという立場に立っている。
- 71 詳細については、Reno, Attorney General of the United States, et al. v. American Civil Liberties Union et al., 521 U.S. 844を参照。
- 72 詳細については、高橋和之＝松井茂記編『インターネットと法【第3版】』（2004年、有斐閣）30頁を参照。
- 73 思想の自由市場については後述する。
- 74 詳細については、野上修市『新解釈 日本国憲法』（2003年、東京教学社）77頁を参照。また、通常、思

想・良心といった内心に政府が踏み込んで干渉することは考えられないので、諸外国の憲法にはこのような規定はおかれていない。詳細については、松井茂記『日本国憲法【第3版】』（2007年、有斐閣）422頁を参照。

- 75 詳細については、野上注 74 前掲書 78 頁を参照。
- 76 詳細については、奥平康弘『なぜ「表現の自由か」』（1988年、東京大学出版会）18頁を参照。
- 77 詳細については、松井注 72 前掲書 446 頁を参照。
- 78 詳細については、奥平注 76 前掲書 18 頁を参照。
- 79 詳細については、松井注 72 前掲書 446 頁を参照。
- 80 詳細については、奥平注 76 前掲書 18 頁を参照。
- 81 詳細については、松井注 72 前掲書 446 頁を参照。
- 82 詳細については、野上注 74 前掲書 78 頁を参照。
- 83 詳細については、野上注 74 前掲書 78 頁を参照。
- 84 詳細については、奥平注 76 前掲書 18 頁を参照。
- 85 詳細については、松井注 72 前掲書 446 頁を参照。
- 86 詳細については、渋谷秀樹『憲法』（2007年、有斐閣）326頁を参照。
- 87 詳細については、堀部政男「インターネットと表現の自由」『インターネット社会と法』（2003年、新世社）33頁を参照。この「公然性を有する通信」という概念は、1994年6月に郵政省電気通信局「電子情報とネットワーク利用に関する調査研究会」でまとめられた報告書以来、一般的に用いられるようになった。
- 88 電子メールを利用した定期行物のこと。企業の製品情報や予備校等の機関の講座案内、その他様々な内容のものが発刊されている。多くは企業案内等なので無料であるが、中には添削講座のようなものもあり、その場合は有料になる場合もある。
- 89 同じフォーラムに属する仲間全員に向けた双方向型不特定多数メールのこと。電子メールは信書的性格を有するので、1対1が原則である。しかし、このメーリングリストを用いると1人が発信したメールがそのフォーラムに所属する会員全員に対して発送され、またその中の1人がそのメールに返信するとそのメールもそのフォーラムに所属する会員全員に対して発送される。詳細については、高橋＝松井注 72 前掲書 28 頁を参照。
- 90 詳細については、高橋＝松井注 72 前掲書 28 頁を参照。
- 91 例えば、2000年4月22日未明に、自分のパソコンからインターネット上のオークションに接続し、元交際相手である女性の名前で「私を買って下さい」などと住所、電話番号を掲げて登録し、不特定多数の利用者に閲覧させて女性の名誉を棄損した疑いで、警視庁ハイテク犯罪対策総合センターと麹町署は同年5月26日に容疑者を名誉棄損の疑いで逮捕した事件がある。詳細については、「読売新聞東京版2000年5月27日朝刊」37頁を参照。
- 92 例えば、インターネット上で会話するチャットルームで自分の発言内容を女性に差別的と指摘されたことに腹を立て、インターネット上のホームページの掲示板に、開設者への嫌がらせに猥褻画像を繰り返し送信していたとして、猥褻画像陳列の疑いで逮捕した事件がある。詳細については、「読売新聞大阪版1998年11月6日朝刊」38頁を参照。
- 93 先述したような情報流出事件が最たるものであるが、それ以外に、個人情報公の場所に書き込むことによってプライバシーの侵害とされる事件がある。例えば、1999年6月23日、神戸地裁で出された、電子掲示板に、勝手に電話番号などを書き込まれ迷惑電話が殺到したなどとして、損害賠償を求めた訴訟の判決がある。詳細については、神戸地判1999年6月23日判例時報1700号99頁及び「読売新聞大阪版1999年6月24日朝刊」31頁を参照。
- 94 例えば、2004年5月10日、インターネットを通じて、互いのファイルを交換できるWinnyを巡り、著作権法違反幫助の疑いで開発者の逮捕に踏み切った事件、いわゆるWinny事件がある。詳細については、「読売新聞東京版2004年5月10日夕刊」19頁を参照。
- 95 例えば、1999年9月21日、インターネットのホームページ上で知人の殺害を依頼したとして、脅迫容疑で書類送検した事件がある。この事件は、インターネットの文言をとらえて脅迫罪で立件したのは全国初の事例である。詳細については、「読売新聞大阪版1999年9月22日朝刊」29頁を参照。
- 96 例えば、2003年7月14日、インターネットで知り合った男女4人が社内で集団自殺を図るという事件が発生した。その後、自殺サイトの問題が語られるようになった。詳細については、「読売新聞東京版2003年7月15日朝刊」32頁を参照。
- 97 詳細については、内田貴『民法Ⅱ債権各論』（1997年、東京大学出版会）307頁を参照。
- 98 詳細については、平野裕之『民法Ⅱ債権法』（1999年、新星社）411頁を参照。
- 99 詳細については、最大判1956年7月4日民集10巻7号785頁を参照。

- 100 詳細については、最1小判1966年6月23日民集20巻5号1118頁を参照。
- 101 詳細については、大塚仁『刑法概説各論【第3版】』(1996年、有斐閣)134頁を参照。
- 102 詳細については、前田雅英『刑法各論講義【第3版】』(1999年、東京大学出版会)117頁を参照。
- 103 詳細については、大判昭和13年2月28日刑録22号141頁を参照。
- 104 詳細については、前田注102前掲書120頁を参照。
- 105 詳細については、最1小判1958年4月10日刑集12巻5号830頁を参照。
- 106 詳細については、最大判1969年6月25日刑集23巻7号975頁を参照。
- 107 詳細については、東京地判1998年4月22日判例時報1597号151頁を参照。
- 108 詳細については、岡山地判1999年12月15日判例タイムズ972号280頁を参照。
- 109 詳細については、前田注102前掲書411頁を参照。
- 110 この問題については2004年に公的存在の家族も公的存在にあたるかという問題を提起した事件が起こっている。2004年3月17日発売の「週刊文春」掲載された元外相である田中真紀子衆院議員の長女のプライバシーに関する記事を巡り、長女が発行元の文芸春秋に出版禁止を求めた仮処分申し立てについて、東京地裁が16日、記事を削除しなければ出版・販売してはならないとする決定をした事件である。詳細については、「読売新聞東京版2004年3月17日朝刊」1頁を参照。
- 111 詳細については、野上注74前掲書87頁を参照。
- 112 プロバイダーについては後述する。
- 113 詳細については、松井茂記『インターネットの憲法学』(2002年、岩波書店)220頁を参照。
- 114 詳細については、Cass Sunstein『Republic.com』(2002年、Princeton University Press)3頁を参照。
- 115 詳細については、Sunstein注114前掲書10頁を参照。
- 116 詳細については、Sunstein注114前掲書44頁を参照。
- 117 詳細については、Sunstein注114前掲書45頁を参照。
- 118 詳細については、Sunstein注114前掲書8頁を参照。
- 119 詳細については、Sunstein注114前掲書9頁を参照。
- 120 詳細については、Sunstein注114前掲書65頁を参照。
- 121 詳細については、Sunstein注114前掲書80頁を参照。

(2015年10月2日受付, 2015年10月6日受理)